



第2次 東よか干潟環境保全及び ワイズユース計画



令和7（2025）年3月

佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議

目次

第1章 東よか干潟とは	1
1. 東よか干潟のラムサール条約湿地登録概要	2
2. 東よか干潟の国際的な価値と特長	4
3. 東よか干潟の歴史・文化と人との関わり	15
第2章 東よか干潟環境保全及びワイズユース計画が目指すもの	23
1. 計画策定の趣旨	24
2. 計画の位置付け	26
3. 目指すべき将来像	27
4. ラムサール条約の3つの柱と基本方針	28
5. 計画期間	29
6. 計画が対象とする範囲	29
第3章 東よか干潟をとりまく課題	31
1. 社会的動向を踏まえた取組の視点	32
2. これまでの取組の進捗と評価	33
(1) 保全・再生	34
(2) ワイズユース	37
(3) 交流・学習	39
3. 取り組むべき課題	44
第4章 具体的な取組の展開	45
1. 取組の体系	46
2. 保全・再生 ~佐賀の誇りを未来へ~	48
3. ワイズユース ~干潟の恵みを実感~	53
4. 交流・学習 ~学び、つながり、ひろげる~	57
5. 重点施策	63



第5章 計画の推進・進行管理 67

- 1. 推進体制 68
- 2. 進行管理 68

資料編 69

- 1. 佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議要綱 70
 - 2. 2024(令和6)年度推進会議委員名簿 71
 - 3. 計画策定の経緯 72
 - 4. ラムサール条約の条文 73
 - 5. 東よか干潟のこれまでの歩み 84
 - 6. 東よか干潟ラムサール条約登録区域図 85
 - 7. アジア湿地シンポジウム 2017 「佐賀ステートメント」 86
 - 8. 第1次計画に掲げた取組の体系と実績 93
-



第1章 東よか干潟とは

1. 東よか干潟のラムサール条約湿地登録概要	2
2. 東よか干潟の国際的な価値と特長	4
3. 東よか干潟の歴史・文化と人との関わり	15

1. 東よか干潟のラムサール条約湿地登録概要

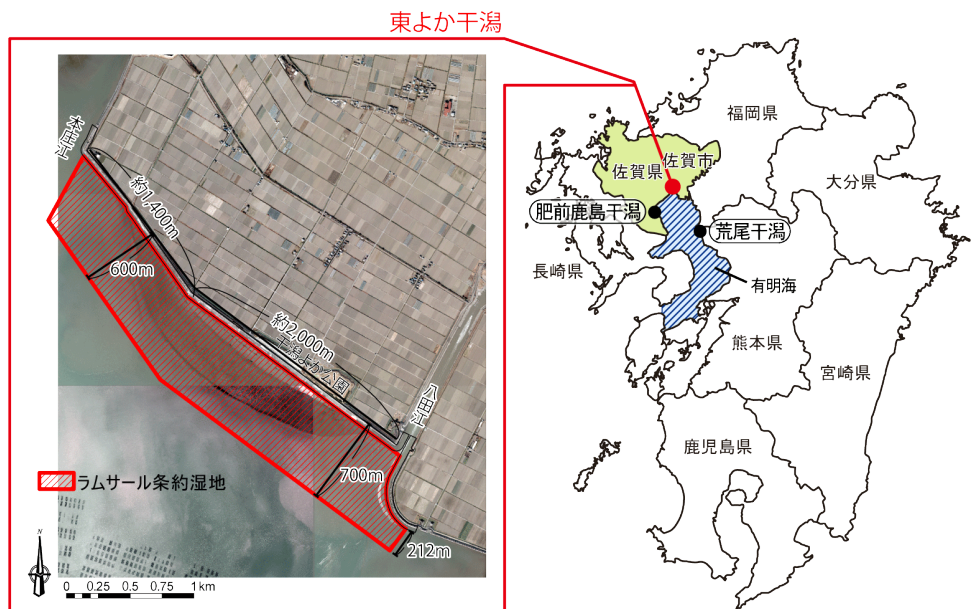
「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（以降「ラムサール条約」）は、国際的に重要な湿地とそこに生息する水鳥をはじめとした生態系の保全と人類による持続的な利用（ワイズユース）を目的とした条約です。

ラムサール条約の締約国は、条約に定められた国際的な基準などの要件を満たす湿地を「国際的に重要な湿地」に指定し、スイスにある条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載します。掲載された湿地をラムサール条約湿地といいます。

2015（平成 27）年5月 28 日（スイス時間。日本時間では 5 月 29 日）に東よか干潟がラムサール条約湿地として登録簿に掲載されるとともに、ウルグアイ東方共和国で開催されたラムサール条約第 12 回締約国会議（COP12）において、条約登録認定証が授与されました。

東よか干潟は、佐賀市南部の有明海の北岸、湾奥部に位置し、単一の干潟としては国内有数規模の泥質の干潟です。条約登録区域は、東与賀海岸の堤防から沖合方向の50m部分を除いた 218ha（国指定東よか干潟鳥獣保護区東よか干潟特別保護地区）の区域です。

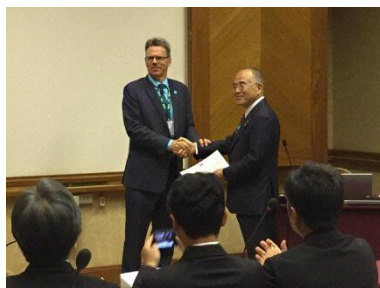
東よか干潟は、渡り鳥であるシギ・チドリ類の渡来数が日本一であり、周辺部には塩生植物シチメンソウの国内最大の群生地を有するなど、周辺域を含めて数々の日本一を有する干潟です。



東よか干潟の概要



条約登録記者会見の様子(佐賀市役所)



認定証授与式(ウグアイ・インターナショナル)
ラムサール条約湿地登録認定



ラムサール条約登録認定証



ラムサール条約が目指すもの

目的

ラムサール条約の正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971（昭和 46）年にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で条約が採択されたことから一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。湿地は様々な生物の生息地として重要なばかりでなく、私たちの暮らしを支えている重要な資源です。条約では国際協力によって、湿地の保全と湿地の生態系が果たす役割を損なうことなく、持続的に湿地の恩恵を得ること（ワイズユース）を目的としています。

ラムサール条約湿地とは

ラムサール条約の締約国は、条約に定める国際的な基準などの要件を満たす湿地を「国際的に重要な湿地」に指定し、スイスにある条約事務局が管理する「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載します。掲載された湿地を「ラムサール条約湿地」といい、地域の特性に応じた保全、ワイズユースの取組が期待されています。

国際的に重要な湿地を指定するための基準

“国際的に重要な湿地を指定するための基準”には 9 つの項目が設定されています。日本ではこのうちのいずれかに該当する（国際的に重要な湿地であること）ほか、国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により将来にわたって自然環境の保全が図られる担保があり、地元自治体などの登録への賛意が得られている湿地を登録しています。東よか干潟は基準 2、4、6 に該当しています。

「国際的に重要な湿地を指定するための基準」

基準1：特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地

基準2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地

基準3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地

基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地

基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地

基準6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群の個体数の 1% 以上を定期的に支えている湿地

基準7：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地

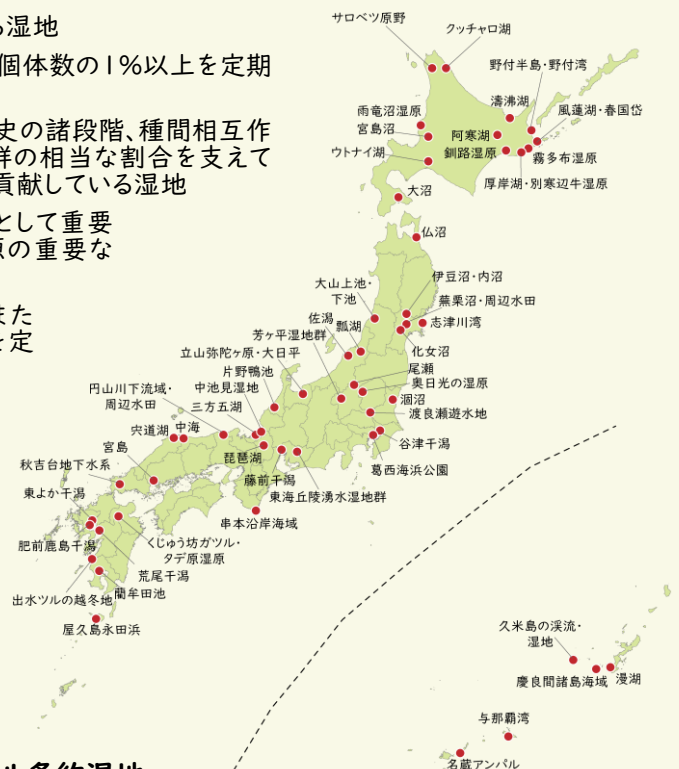
基準8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地

基準9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1% 以上を定期的に支えている湿地

注) 魚類：魚、エビ・カニ・貝類

日本のラムサール条約湿地

世界のラムサール条約湿地数は 2024（令和 6）年 7 月現在 2,518 カ所です。日本では 1980（昭和 55）年に釧路湿原を最初の登録湿地としたことを皮切りに、現在 53 カ所が登録されています。日本は重要な渡り鳥の渡りのルートとなっています。



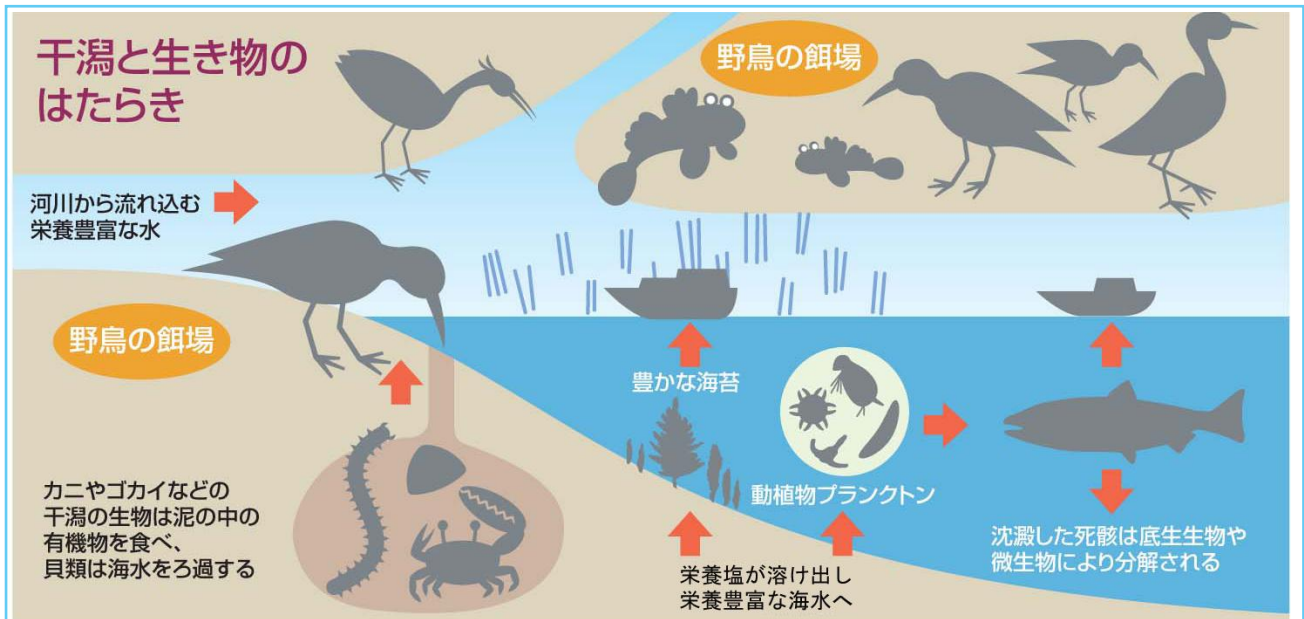
日本のラムサール条約湿地

[参考：日本のラムサール条約湿地の位置図、環境省、2021（令和3）年]

2. 東よか干潟の国際的な価値と特長

●生物生産性の高い豊かな東よか干潟は、国内有数の水鳥の渡りの中継地・越冬地です。

東よか干潟は、日本の干潟の約4割を有する有明海の干潟の一部で、湾奥部に位置する泥質の干潟です。高いプランクトン生産力を背景に、様々な生物が生息しており、これをねらって種数・渡来数ともに多くの鳥類が訪れます。特にシギ・チドリ類の渡来数は、日本一を誇ります。



- ①陸上起源の豊富な栄養分（窒素、リンなど）や粘土粒子が、河川を通じて海へ流れ込む。
- ②粘土粒子がくっつき合い、これに水中の栄養塩や有機物が付着して、有明海の濁りの元となる浮泥を形成（栄養分の貯蔵庫として安定的に生物生産を支える）。
- ③豊富な栄養分を、干潟表面の珪藻類・植物プランクトンが取り込み、これを魚類や貝類が食べ、さらに人間や鳥類が食べることで干潟外に栄養分が持ち出される。
- ④海域に放出された生物の死骸、糞などの有機物は、カニやゴカイなどが食べる。

干潟の生態系とその役割

[参考：東よか干潟ガイドブック、環境省、2016（平成28）年]

●ラムサール条約 国際的に重要な湿地を指定するための基準2：

東よか干潟には、国際的に絶滅のおそれのある鳥類が渡来します。

東よか干潟では10目19科103種の鳥類が確認されています。

中でもシギ・チドリ類は種数・渡来数ともに多く、旅鳥として、春・秋の渡りの時期に渡来します。

また、これらの種の中には、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ホウロクシギなど国際的に絶滅のおそれのある種も多くみられます。



東よか干潟の鳥類(1/3)

No.	目	科	種または亜種	種の指定など	確認頻度	
1	カモ	カモ	<u>ヒシクイ</u>	VU		
2			マガン	NT、天然記念物		
3			<u>ツクシガモ</u>	VU	○	
4			アカツクシガモ	DD		
5			オカヨシガモ	—	○	
6			ヨシガモ	—	○	
7			ヒドリガモ	—	○	
8			マガモ	—	○	
9			カルガモ	—	○	
10			ハシビロガモ	—	○	
11			オナガガモ	—	○	
12			シマアジ	—		
13			<u>トモエガモ</u>	VU		
14			コガモ	—	○	
15			ホシハジロ	—	○	
16			キンクロハジロ	—	○	
17			スズガモ	—	○	
18			ホオジロガモ	—	○	
19			ウミアイサ	—	○	
20	カイツブリ	カイツブリ	ハジロカイツブリ	—	○	
21	ミズナギドリ	ミズナギドリ	ハシボソミズナギドリ	—		
22	カツオドリ	ウ	カワウ	—	○	
23	コウノトリ	サギ	ゴイサギ	—		
24			アマサギ	—		
25			アオサギ	—	○	
26			ダイサギ	—	○	
27			チュウサギ	NT		
28			コサギ	—	○	
29			カラシラサギ	NT		
30			トキ	ヘラサギ	DD	
31				<u>クロツラヘラサギ</u>	EN	○
32			チドリ	チドリ	タゲリ	—
33	ケリ	DD				
34	ムナグロ	—				
35	ダイゼン	—			○	
36	ハジロコチドリ	—				
37	コチドリ	—			○	
38	<u>シロチドリ</u>	VU			○	
39	メダイチドリ	国際希少			○	
40	オオメダイチドリ	国際希少				
41	ミヤコドリ	ミヤコドリ			—	
42	セイタカシギ	<u>セイタカシギ</u>			VU	○
43		ソリハシセイタカシギ			—	
44	シギ	タシギ			—	○
45		オオハシシギ			—	○
46		シベリアオオハシシギ	DD			

東よか干潟の鳥類(2/3)

No.	目	科	種または亜種	種の指定など	確認頻度	
47	チドリ	シギ	オグロシギ	—	○	
48			アメリカオグロシギ	—		
49			オオソリハシシギ	VU	○	
50			コシャクシギ	国際希少、EN		
51			チュウシャクシギ	—	○	
52			ダイシャクシギ	—	○	
53			ホウロクシギ	国際希少、VU	○	
54			ツルシギ	VU		
55			アカアシシギ	VU	○	
56			コアオアシシギ	—		
57			アオアシシギ	—	○	
58			カラフトアオアシシギ	国内希少、CR		
59			クサシギ	—		
60			タカブシギ	VU		
61			キアシシギ	—	○	
62			ソリハシシギ	—	○	
63			イソシギ	—	○	
64			キョウジョシギ	—	○	
65			オバシギ	国際希少	○	
66			コオバシギ	国際希少		
67			ミュビシギ	—		
68			ヒメハマシギ	—		
69			トウネン	—	○	
70			ヨーロッパトウネン	—		
71			オジロトウネン	—		
72			ヒバリシギ	—		
73			アメリカウズラシギ	—		
74			ウズラシギ	—	○	
75			サルハマシギ	国際希少		
76			ハマシギ	NT	○	
77			ヘラシギ	CR		
78			キリアイ	—		
79			エリマキシギ	—		
80			ヒレアシシギ	アカエリヒレアシシギ	—	
81			ツバメチドリ	ツバメチドリ	VU	
82			カモメ	ユリカモメ	—	○
83				ズグロカモメ	VU	○
84				ウミネコ	—	○
85				カモメ	—	
86				セグロカモメ	—	○
87				オオセグロカモメ	NT	
88				ハシブトアジサシ	—	
89	オニアジサシ	—				
90	コアジサシ	VU		○		
91	アジサシ	—				
92	クロハラアジサシ	—				



東よか干潟の鳥類(3/3)

No.	目	科	種または亜種	種の指定など	確認頻度
93	チドリ	カモメ	ハジロクロハラアジサシ	—	
94	タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	○
95		タカ	トビ	—	○
96			チュウヒ	EN	
97			ハイイロチュウヒ	—	
98	フクロウ	フクロウ	コミズク	—	
99	ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ	—	
100			ハヤブサ	国内希少、VU	○
101	スズメ	カラス	ミヤマガラス	—	○
102		ツバメ	ショウドウツバメ	—	○
103			ツバメ	—	○

注) 1. データはモニタリングサイト1000調査及び日本野鳥の会の行った補足調査結果を拠ります。

2. 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012(平成24)年)に拠ります。

3. 種の指定などの要件は次のとおりです。

環境省レッドリスト2020

CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物:文化財保護法による天然記念物

4. 項目「確認頻度」の○印は当該区域において一般的に見られる鳥類です。アンダーラインは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項において特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣です。

“大授搦”と“東よか干潟”

有明海沿岸には、搦(からみ)という字が付いた地名がたくさんあります。搦とは、「縄が木にカラみつく」という意味です。これは昔の干拓工事の名残りで、堤防にする場所に丸太杭を打ち込み、その杭に木の枝や竹などを絡み付け、満潮の時に潮といっしょに運ばれてくる土砂を、その場所に堆積させました。その自然の力によって、杭周辺の地盤が満潮位近くまで高くなったところを付き固めて、それから上へは人力で堤防を高くしました。このようなことから、多くの干拓地を”○○からみ”と命名するようになりました。

東よか干潟は東与賀町の最南端である大授地域に位置するため大授搦(だいじゅがらみ)と呼ばれてきましたが、国際的に重要な湿地として2015(平成27)年5月にラムサール条約湿地に登録される際、より親しみやすい名称が検討され、地名「東与賀」と佐賀弁の「よか(良い)干潟」の意味をかけた“東よか干潟”と命名されました。

ツクシガモ(絶滅危惧Ⅱ類)



クロツラヘラサギ(絶滅危惧ⅠB類)



セイタカシギ(絶滅危惧Ⅱ類)



ズグロカモメ(絶滅危惧Ⅱ類)



国際的に絶滅のおそれのある鳥類(環境省レッドリスト)



東よか干潟の野鳥



●ラムサール条約 国際的に重要な湿地を指定するための基準4:

東よか干潟は、東アジア地域におけるシギ・チドリ類の重要な渡りの中継地・越冬地です。

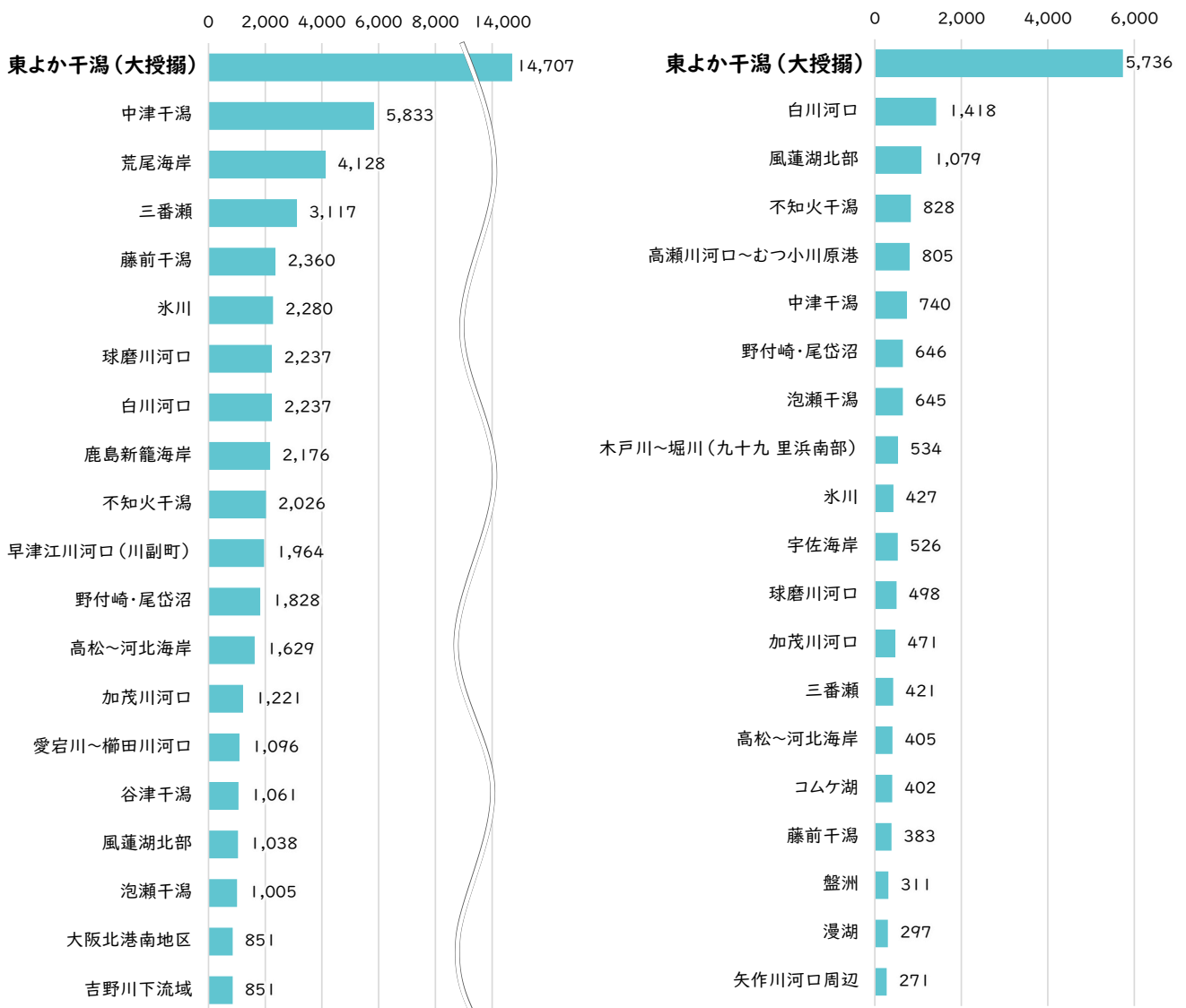
東よか干潟は絶滅危惧種を含む水鳥たちの国内有数の渡りの中継地・越冬地です。

特にシギ・チドリ類の渡来数は日本一を誇り、夏季にはシベリアやアラスカで繁殖し、冬季は越冬のためにオーストラリアやニュージーランドへ南下します。春・秋の渡りの季節になると、数千羽のシギやチドリが餌をついばむ姿を見ることができます。多くの渡り鳥にとって渡りの中継地は重要で、特に定常的に渡来数の多い東よか干潟がなくては、ライフサイクル自体が崩れてしまう可能性があります。

これだけの野鳥が東よか干潟に集まるのは、河川から豊かな栄養物質が流れ込む位置にあることで、野鳥の餌となるカニやゴカイなどの生物が豊富に生息しているためです。

【春季】

【秋季】



地域別シギ・チドリ類の飛来数

[出典: 2023年度 モニタリングサイト1000 シギ・チドリ類調査 2022年度 総括報告書、環境省、2024(令和6)年]

●ラムサール条約 国際的に重要な湿地を指定するための基準6:

東よか干潟は、複数種の水鳥の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地です。

東よか干潟には毎年、シギ・チドリ類をはじめとする多くの渡り鳥が渡来します。これらの渡り鳥は季節に応じて繁殖地と越冬地を地球規模の大移動を繰り返しながら生活しています。渡りのルートは種や個体群ごとに大まかに決まっており、繁殖地、渡りの中継地・越冬地のどれが欠けても種としての存続が難しくなります。特に特定の種や個体群の利用率の高い環境は、その種にとって重要です。東よか干潟は、複数種の水鳥の個体群の1%以上の個体数を定期的に支える湿地となっています。

なお、ラムサール条約湿地登録申請時、基準6に該当する水鳥の個体群はクロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ダイゼンの3種でしたが、近年、チュウシャクシギ、ツクシガモの個体群についても1%を超える個体数が観察されるようになってきました。

クロツラヘラサギ				
	東アジア個体群		東よか干潟	
	推計個体数	5,222 羽	渡来数	39~65 羽
1%基準値	50 羽	渡来数割合 (渡来数/ 推計個体数)	0.7~1.2%	


ズグロカモメ				
	東アジア個体群		東よか干潟	
	推計個体数	34,000 羽	渡来数	1,340~ 2,760 羽
1%基準値	340 羽	渡来数割合 (渡来数/ 推計個体数)	3.9~8.1%	

ダイゼン				
	東アジアの地域個体群		東よか干潟	
	推計個体数	80,000~ 104,000 羽	渡来数	1,260~ 1,550 羽
1%基準値	1,000 羽	渡来数割合 (渡来数/ 推計個体数)	1.21~ 1.49%	


推計個体数の1%以上の渡来が確認される種(1/2)



チュウシャクシギ

	東アジアの地域個体群		東よか干潟	
	推計個体数	65,000 羽	渡来数	494~ 1,210 羽
	1%基準値	650 羽	渡来数割合 (渡来数/ 推計個体数)	0.8~1.9%

ツクシガモ

	東アジアの地域個体群		東よか干潟	
	推計個体数	100,000~ 150,000 羽	渡来数	2,420~ 4,370 羽
	1%基準値	1,200 羽	渡来数割合 (渡来数/ 推計個体数)	1.6~2.9%

推計個体数の1%以上の渡来が確認される種(2/2)

- 注) 1. 推計個体数のデータは、Wetlands International の Waterbird Population Estimates (2024 (令和 6) 年現在) に拠ります。
2. 渡来数のデータは、環境省のモニタリングサイト 1000 シギ・チドリ類調査 総括報告書 (2017 (平成 19) 年度から 2022 (令和 4) 年度) に拠ります。
3. 登録時の Ramsar Information Sheet では、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ダイゼン、チュウシャクシギ、ツクシガモの 5 種を記載。クロツラヘラサギ及びズグロカモメは東アジア地域にしか生息していないため“東アジア個体群”と示しています。ダイゼン、チュウシャクシギ、ツクシガモは東アジア以外の地域にも生息しており、明確に区分するために“東アジアの地域個体群”と示しています。

●東アジア・オーストラリア地域フライウェイにおける渡り性水鳥の重要な生息地の1つとして認定されています。

日本に渡来する多くの渡り鳥は、東アジア・オーストラリア地域フライウェイを利用しています。その地域は、北はアラスカからロシア東部、シベリアにかけての地域から、日本や朝鮮半島と中国東部を通り、東南アジア、ニューギニア、オーストラリアからニュージーランドへかけての地域で、渡り鳥の保全上特に重要なフライウェイと認識されています。

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ下の地域では「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ (EAAFP)」が 2006 (平成 18) 年に発足し、渡り鳥の生息状況や保護活動について情報や技術の交換を行っています。また EAAFP では渡り性水鳥の重要な生息地による国際ネットワークを形成しています。このネットワークには 22 の国 152 サイト (2023 (令和 5) 年現在) が参加しており、東よか干潟も国内 33 番目のサイトとして 2016 (平成 28) 年 5 月 5 日に参加が認定されました。



参加認定証授与式



参加認定証

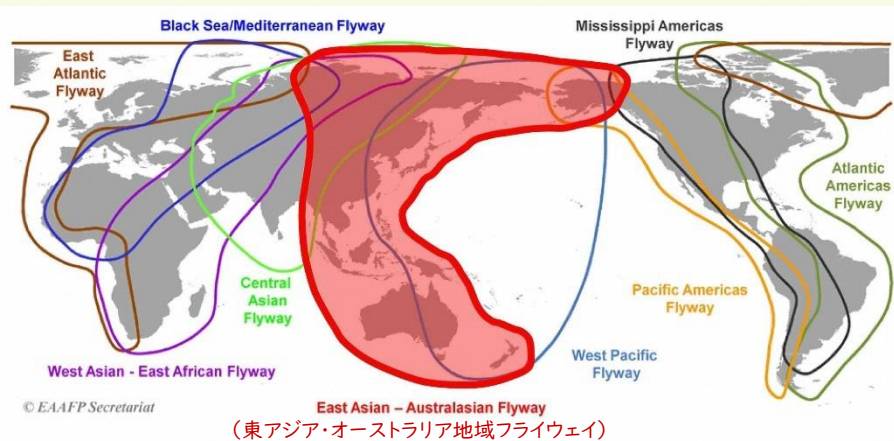


東アジア・オーストラリア地域フライウェイロゴマーク

東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワークへの参加

渡り鳥の主要な渡り経路 (フライウェイ)

渡り鳥は繁殖地と越冬地を季節に応じて移動しながら生活しています。それぞれの種が存続するには繁殖地、渡りの中継地・越冬地の全てが確保される必要があります。特に埋め立てなどの開発圧力が高く、人の活動により環境変化を引き起こしやすい湿地を主な生息環境とする水鳥は、多くの種で絶滅が危惧されており、渡りのルート上にある各国が協力して種や生息地の保全に取り組む必要があります。渡りのルートは“フライウェイ”と呼ばれ、世界的には9つの範囲に分けられています。



東アジア・オーストラリア地域フライウェイ

(北極圏～ニュージーランドの 22 の国にまたがる)

[参考: The Flyway, EAAFP 事務局、2024 (令和 6) 年現在]



●「東よか干潟」と「クパルック湿地 (Qupaluk)」の姉妹湿地提携を通じて、東アジア・オーストラリア地域フライウェイにおける湿地保全の協力推進が求められています。

佐賀市は2023(令和5)年2月8日にアメリカ合衆国内務省土地管理局と、東よか干潟及びクパルック湿地(Qupaluk)の姉妹湿地提携に関する覚書を締結しました。

東よか干潟とクパルック湿地は、ともに東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ(EAAF P)に参加し、渡り鳥の生息のための保全などに取り組んでいる湿地です。東よか干潟がシギ・チドリ類の渡りの中継地・越冬地として重要な場所となっているのに対して、クパルック湿地はアメリカ合衆国アラスカ州にあり、シギ・チドリ類の重要な繁殖地として知られています。

どちらの湿地もシギ・チドリ類にとって重要な場所であることから、姉妹湿地として提携し、共通調査や知見の共有などを行いながら湿地保全の取組を進めていくことが望まれています。

姉妹湿地プログラム

姉妹湿地プログラムは、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ(EAAF P)が推進する枠組です。繁殖地と越冬地など、湿地に飛来する同じ種を共有する2つ以上の重要生息地ネットワークサイトを結びつける公的な合意で、主な協力の例として以下の5つが挙げられています。

- ①共同モニタリング ②共同調査・研究 ③湿地管理者の能力向上
- ④CEPA(対話、教育、参加、普及啓発) ⑤地域社会と国際的な連携の促進

[資料:「姉妹湿地プログラム及びそれ以外のネットワーク参加地間に関するガイドライン」2022(令和4)年、EAAF P事務局]

クパルック湿地(Qupaluk)

クパルック湿地は、アメリカ合衆国アラスカ州の北極沿岸平原にあるアラスカ国立石油保護区内のテシュクプク湖北東に位置しており、アラスカ州土地管理局によって管理されています。広さは約21,000haで、ほぼ手つかずのツンドラ湿地帯です。

クパルック湿地には、約6,000羽のハマシギが生息しているほか、合計約30,000羽の渡り鳥が営巣しており、様々な種の渡り鳥が繁殖するための重要な生息地となっています。



クパルック湿地の様子及び位置



アジア湿地シンポジウム 2017 の佐賀市開催と「佐賀ステートメント」

アジア湿地シンポジウムとは？

行政、NGO、NPO、専門家、民間企業、地域住民等の多様な主体が、アジアの湿地の保全、持続可能な管理、賢明な利用に関するお互いの知識、知恵、実践的な経験を共有し、学ぶ機会を提携する場（フォーラム）です。ラムサール条約の決議でも開催が支持されている地域的な国際湿地シンポジウムです。

アジア湿地シンポジウム 2017 (佐賀市)

2017(平成 29)年 11 月 7 日から 11 日までの 5 日間、第 8 回アジア湿地シンポジウムが、佐賀市で開催されました。27 の国と地域から約 870 人が参加したこのシンポジウムでは、ラムサール条約湿地登録間もない東よか干潟の国際的な価値や重要性が再確認される機会となりました。また、本会議における「佐賀ステートメント」（資料編 86 頁参照）の採択により、各種取組を進めていくことが宣言されています。



市長円卓会議



フィールドビジット

アジア湿地シンポジウム 2017



3. 東よか干潟の歴史・文化と人との関わり

● “干拓”を通じて、人の英知と自然の働きかけにより成立した唯一無二の環境です。

東よか干潟の位置する佐賀平野南部は、有明海沿岸において土砂の堆積による干潟の形成と干陸化の著しい地域です。現在の広大な筑紫平野は、7000年前の縄文海進以降に形成されたもので、粒子の細かい粘土質の土砂の堆積は、全国でも珍しい縄文時代早期の湿地性貝塚「東名遺跡」の発見を可能にしました。遺跡からは、アゲマキやカキなど現在の有明海に見られる生物が見つかっており、当時から人々が干潟の恵みを享受しつつ、環境に寄り添って生活していたことがうかがわれます。

稲作が始まってからは、もっぱら干陸化と人為的な干拓による農地利用が行われてきました。干陸・干拓の歴史は古く、鎌倉時代にまで遡ります。干ばつ、洪水、高潮など、そのままでは災害をもたらす低平地を、築堤、排水、治水、灌漑などの、先人の自然に対するたゆまぬ働きかけにより、豊かな土質に恵まれた国内でも有数の穀倉地帯に変貌させました。また、これら農地への給水・排水を確保するために形成されたクリーク(水路)は独特の景観を形成し、干潟とともに一大湿地の様相を呈しています。



有明海湾奥部の海岸線の移り変わり



東よか干潟と後背地(クリーク地帯)

[写真:国土地理院空中写真,2014(平成26)年]

※後背の干拓地では稲や麦の栽培が行われ広大な湿地様の環境が出現する。



水田で採餌するサギ類

※田植え後の後背地の圃場。湿地を好む生物の生息環境となる。



おおがらみ じゅさんしゃがらみ
大瀬・授産社瀬の堤防

※干拓のまち東与賀を象徴する景観として親しまれる。
(第12回佐賀市景観賞)



ひがしみやう
縄文時代早期の湿地性貝塚「国史跡：東名遺跡」

筑紫平野の発達史の鍵を握る遺跡

「東名遺跡」は佐賀市金立町千布にある縄文時代早期の貝塚で、当時の生活様式や文化を知るための数少ない遺跡として大変重要です。

遺跡に残されているのは今からおよそ 7000 年前のもので、当時の海岸線は現在より 10km ほど内陸にありました。東名遺跡は大きな川の河口付近に立地していたと考えられ、干満の影響が強い干潟のような環境であったことが想定されます。

また、水辺で多くの遺物が水に浸かった保存のよい状態となり、貝や動物の骨などが残りやすい湿地性貝塚となる条件に加え、粘土層で急激に覆われるといった本地域ならではの要素が付加されたことで、普通の遺跡では残らない動植物性遺物が良好に残っています。

約 7000 年前の有明海沿岸の人々の暮らし

東名縄文人は、陸上の植物を主要な食料源とし、併せて魚介類をタンパク質源とするような食生活を営んでいたようです。貝塚から確認される貝殻のほとんどは、ヤマトシジミ、ハイガイ、アゲマキ、カキで、これらを好んで食べていたことが分かります。魚類ではスズキ、ボラ、クロダイが多く確認されています。また、水が湧くような低い場所には貯蔵穴を設け、ドングリなどの堅果類の短期貯蔵に使っていました。

稲作が始まるずっと昔から、有明海の湿地環境は人々の生活を支える重要な環境であったことが分かります。

東名縄文人の暮らし

[出典：東名縄文人の暮らしの様子、早川和子]

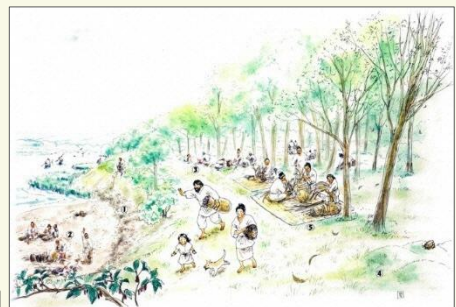


縄文海進ピーク時期の筑紫平野

[出典：東名遺跡のすべて、佐賀市教育委員会、2013(平成 25)年]



貝塚





●まえうみは泥干潟ならではの昔ながらの漁法が営まれているほか、日本を代表する海苔の生産地として知られる豊穡の海です。

約 6m の日本一の干満差と、土砂や泥の堆積しやすい水深の浅い遠浅の海の広がる有明海湾奥部では、干潮時に濡れた鉛色の潟土の原が遠く地平の彼方にまで広がる雄大な風景が現れます。この潟土はミクロン級(1m の 100 万分の1の大きさ)の粘土で、今から約9万年前、九州中央に位置する阿蘇山が大噴火した火砕流堆積に由来します。この有明海を形成する潟土こそが「有明粘土層」と呼ばれ、有明海の濁った海水のもとであり、また、干潟をはじめ、多くの生命を育む命の“ゆりかご”となっています。

有明海の広大な干潟は、沖合に対して前の海「まえうみ」、そこに生息する魚介類は「まえうみもん」と呼ばれ、近隣に住む人々は干拓地での農業のかたわら、「まえうみもん」を漁獲の対象とし、生活の糧としてきました。干潮時の「まえうみ」は土質も形状も後背地の農地に近いことから、漁獲の道具も農具から転用したもの、漁具と農具の形がほとんど同じものがみられます。これら干潟の生物を捕らえるための独自の漁法が営まれてきたほか、ムツゴロウの蒲焼きなど干潟の生物を使った郷土料理は、雄大な干潟の景観とともに地元で生活する私たちの心の原風景となっています。

また有明海では栄養分豊富な海水と日本一の潮汐の干満差を活かし、海苔の養殖場としても利用されてきました。東よか干潟のすぐ南の沖にも海苔の養殖漁場が広がっています。佐賀海苔は、販売量、販売金額、ともに日本トップクラスとなっています。



東よか干潟の沖に広がる海苔の養殖漁場

[写真:環境省]



東よか干潟の沖に広がる海苔ひび

有明海で見られる主な伝統漁法

有明海の伝統漁法の概要		
<p>干満差が大きく広い潟土の原が現れる干潟では、環境の特性を活かした独特の漁法がみだされてきました。これらの漁法は有明海とともに生きてきた先人たちの知恵の結晶であり、未来へ伝えていくべき文化的遺産です。しかし、現在では食文化の変化、あるいは漁獲対象の生息数の減少などから、昔ながらの漁の風景を見ることは少なくなりました。</p>		
漁法		解説
ガタスキー 		東よか干潟の泥は粒子が細かく、柔らかい粘土状であるため、立つと足が沈んでしまいます。そのため“ガタスキー”と呼ばれる押し板が必要不可欠になります。
スポかき 		ワラスポは泥の中の生活に適応し、その目は退化して、ほとんど確認できません。その見た目からは意外なほど濃厚な味わいで、干物や煮付けにして食べられます。普段は潟の泥中に生息しているため、先にカギ状の金具が付いたかき棒を使って、干潟の泥を引っ掻くようにして引き上げます。
ムツかけ漁 		ムツゴロウは、日本では有明海と八代海にのみ生息するハゼ科の魚で、干潮時には干潟の上をびよんびよんと跳ね回る愛らしい姿がみられます。ムツかけ漁は、釣竿の先に付いたカギ状の金具を投げ込み、ひっかけて採る手法。その鮮やかな技はまさに職人芸と言えます。
タカツポ漁 		一度通ると戻れない特殊な構造の筒を、ムツゴロウの巣穴に仕掛け、入るのを待ちます。ムツかけと違い、ムツゴロウを傷つけずに捕獲できます。
カニとり 		片方のハサミだけが大きいカニ“シオマネキ”。生息孔に手を差し入れて取り上げたり、農具の鍬(くわ)に似た板鍬で掘って、手づかみで捕まえたりします。
メカジャとり 		メカジャは正式にはミドリシャミセンガイと言い、数億年前からその姿が変わらないことから、生きた化石とも呼ばれます。 干潟の泥の比較的浅い所に生息しているため、農具の鍬(くわ)に似た板鍬で地上付近を掘り返し、捕獲します。
シャツパふみ 		シャツパとはシャコのごとく、寿司ネタとしても多く使われます。干潟に浅くて長いU字型の孔を掘って生息しており、その二つの孔のいずれかを足で踏み付けると、もう一方の孔から海水と一緒に飛び出るので、そこを捕まえます。
ウミタケねじ 		ウミタケは二枚貝で、殻を泥の中に埋め、長い水管を泥の外に出して生息しています。捕獲のためのねじ棒の先にはT型になるように鉄棒が取り付けられており、これを泥中に差し込み、回して、ウミタケの水管が絡み付いたところを引き上げます。
たけはぜ 竹羽瀬漁 		竹羽瀬漁では海に数百本の竹をVの字になるように立て込み、潮流に乗って移動してくる魚介類を網の中に誘導し、捕獲する漁法です。干満の差や潮流の速さを活かした、有明海ならではの漁法です。

[参考:東よか干潟ガイドブック、環境省、2016(平成28)年]



●地質時代の日本の過去を語る多くの生物が生息しています。

東よか干潟は湾口から約 100km の内湾域にあります。そのため、日本列島がユーラシア大陸から分離して島となった中新世（約2千万年前）以降、外海から隔離された状態が続いており、かつてユーラシア大陸と陸続きであったことを示す大陸依存種や、日本ではここでしか見られない有明海固有種が多く生息しています。

2016（平成 28）年度から 2023（令和5）年度に佐賀市が実施した、環境省レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されている塩生植物シチメンソウの保全地区である“シチメンソウヤード”を含む東よか干潟底生生物の現地調査では、環境省、佐賀県、ベントス学会のレッドデータブックに記載されている絶滅危惧種が 52 種確認されました。これらの種は有明海の他の干潟では減少しほとんど確認できないものが多く、有明海を特徴付ける軟泥質の干潟の中で、東よか干潟は健全な生息環境の残っている重要な場所であると評価されました。また、シチメンソウヤードの植生に依存している絶滅危惧種も多く確認されました。



シチメンソウヤード

一方で、絶滅危惧種の生存を脅かす外来種も現地調査では確認されています。例えば、絶滅危惧種のカワグチツボ、ウマイマイ、近縁のエドガワミズゴマツボと同所的に生息し競合関係にあるトライミズゴマツボが、広い範囲で確認されています。また、有明海の軟泥質に生息するカワグチツボは、アサリの放流時にトライミズゴマツボなどとともに移植された外国産の個体群の可能性が示唆されており、有明海の在来の個体群の生息を脅かしている可能性があります。今後、絶滅危惧種の保全を考えるうえで、外来種への対策も併せて検討していく必要があります。

東よか干潟の絶滅危惧種及び外来種の確認状況（1/2）

No.	種名		調査地点	生息環境	絶滅危惧種カテゴリ ^注			
					環境省	佐賀県	ベントス学会	その他
1	刺胞動物門	鉢クラゲ綱	ビゼンクラゲ	プランクトン		VU		
2		花虫綱	ホウザインソギンチャク属	不明			NT	
3	軟体動物門	腹足綱	ヒロクチカノコガイ	護岸、植生	NT	NT	NT	
4			スクミリンゴガイ	淡水域				外来種
5			クロヘナタリガイ	植生、泥干潟	CR+EN	CR+EN	VU	
6			シマヘナタリガイ	植生、泥干潟	CR+EN	CR+EN	EN	
7			カワグチツボ	泥干潟	NT		NT	外国産
8			ワカウラツボ	砂泥干潟	VU	CR+EN	VU	
9			ヤミカワザンショウガイ	護岸、植生	NT	CR+EN	NT	
10			アズキカワザンショウガイ	護岸、植生	VU	NT	NT	
11			トライミズゴマツボ	泥干潟				外来種
12			サキグロタマツメタガイ	泥干潟	CR+EN	CR+EN	CR	外来種
13			カラムシロガイ	泥干潟				外来種
14			ヤベガワモチ	護岸、植生	CR+EN		CR	
15			センベシアワモチ	護岸、植生	CR+EN	CR+EN	EN	
16			ナラビオカミミガイ	護岸、植生	VU	CR+EN	VU	
17			オカミミガイ	護岸、植生	VU	CR+EN	VU	
18			クリイロコミミガイ	護岸	VU	CR+EN	VU	

東よか干潟の絶滅危惧種及び外来種の確認状況(2/2)

No.	種名		調査地点	生息環境	絶滅危惧種カテゴリー ^{注)}			
					環境省	佐賀県	ベントス学会	その他
19	軟体動物門	腹足綱	キヌカツギハマシイノミガイ	護岸、植生	VU	CR+EN	VU	
20			ウミマイマイ	泥干潟	VU	CR+EN	VU	
21		二枚貝綱	ササゲミエガイ	泥干潟	CR+EN	CR+EN	EN	
22			ハイガイ	泥干潟	VU	CR+EN	EN	
23			アリアケケボリガイ	砂泥浅海域	CR+EN		EN	
24			イチョウシラトリガイ	泥干潟	CR+EN	CR+EN	EN	
25			テリザクラガイ	泥干潟	VU	CR+EN	VU	
26			オチバガイ	砂泥干潟	NT		NT	
27			アゲマキガイ	泥干潟	CR+EN	VU	CR	
28			ウネナシトマヤガイ	カキ礁	NT			
29			ヤマトシジミ	汽水域	NT		NT	
30			ハナグモリガイ	泥干潟	VU	NT	VU	
31			ヒラタヌマコダキガイ	泥干潟				外来種
32			環形動物門	ゴカイ綱	アリアケカワゴカイ	泥干潟	EN	
33	ウチワゴカイ	砂泥干潟			NT		VU	
34	イトメ	植生、泥干潟			NT		NT	
35	アリアケイトゴカイ	泥干潟					DD	
36	節足動物門	顎脚綱	タテジマフジツボ	護岸				外来種
37			アメリカフジツボ	護岸				外来種
38			ヨーロッパフジツボ	護岸				外来種
39		軟甲綱	シバエビ	砂泥浅海域		NT		
40			ハシボソテツボウエビ	泥干潟	NT		VU	
41			マングローブテツボウエビ	泥干潟	NT			
42			メナシピンノ	泥干潟	NT		VU	
43			ムツハアリアケガニ	泥干潟	NT		NT	
44			アリアケガニ	植生、泥干潟	VU	VU	EN	
45			アリアケモドキ	泥干潟			VU	
46			ハラグクレチゴガニ	泥干潟	NT	NT	NT	
47			シオマネキ	植生、泥干潟	VU	VU	VU	
48			ハマガニ	植生、泥干潟	NT		NT	
49			クシテガニ	植生、泥干潟	NT		VU	
50			ベンケイガニ	植生	NT		VU	
51			ヨコナガモドキ	泥干潟	NT		NT	
52	ヒメケフサイソガニ	カキ礁	NT	VU	VU			
53	腕足動物門	腕足綱	ミドリシャミセンガイ	砂泥干潟		NT	NT	
54	脊椎動物門	硬骨魚綱	タビラクチ	泥干潟	VU	VU		
55			ムツゴロウ	泥干潟	EN			
56			トビハゼ	泥干潟	NT	NT		
57			ワラスボ	泥干潟	VU	NT		
58			ハゼクチ	泥干潟	VU	VU		
59			マサゴハゼ	泥干潟	VU	NT		
計	出現種数			-	46	31	42	9
	合計			-	52			-



注) 環境省:「環境レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月)、「海洋生物レッドリスト 2017」(平成 29 年 3 月)
 佐賀県:「佐賀県レッドリスト 2003」(平成 16 年 3 月)、「佐賀県レッドリスト汽水・淡水魚類編 2016」(平成 29 年 3 月)
 ベントス学会:「干潟の絶滅危惧動物図鑑」(平成 24 年 7 月)
 絶滅危惧 I 類 (CR+EN)、絶滅危惧 I A 類 (CR)、絶滅危惧 I B 類 (EN)、絶滅危惧 II 類 (VU)、準絶滅危惧 (NT)、情報不足 (DD)
 その他:「外来種ハンドブック、日本生態学会編」(平成 14 年 9 月)
 「田牧、真堀、石橋、福田(2002) 有明海湾奥部へ新たに侵入した腹足類の移入種トライミズゴマツボとカラムシロ、
 THE YURIYAGAI 8:63-81」
 同一種の在来個体群に代って外国産の個体群が増殖(外国産)、国外からの移入種(外来種)

ムツゴロウ



ワラスボ



トビハゼ



アズキカワザンショウガイ



キヌカツギハマシイノミガイ



ウミマイマイ



東よか干潟で確認されている生物(1/2)

テリザクラガイ



ヤベガワモチ



ムツハアリアケガニ



クシテガニ



ベンケイガニ



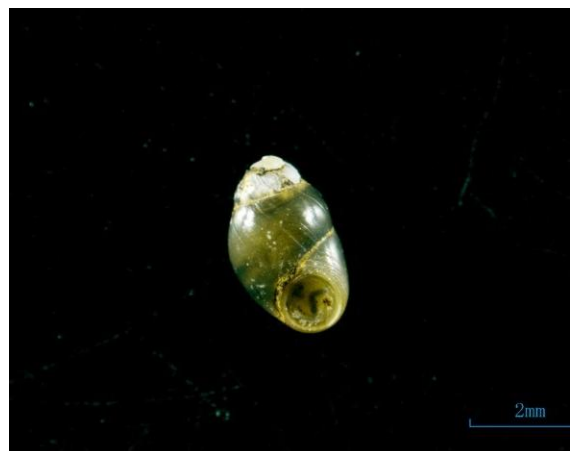
シオマネキ



カワグチソボ(外国産の疑いあり)



トライミズゴマツボ(外来種)



東よか干潟で確認されている生物(2/2)



第2章

東よか干潟環境保全及び ワイズユース計画が目指すもの

1. 計画策定の趣旨	24
2. 計画の位置付け	26
3. 目指すべき将来像.....	27
4. ラムサール条約の3つの柱と基本方針	28
5. 計画期間	29
6. 計画が対象とする範囲.....	29

1. 計画策定の趣旨

国際的に重要な湿地として 2015(平成 27)年5月にラムサール条約湿地に登録された東よか干潟では、古くから伝統的な漁業が営まれ、人と自然が共存した豊かな生態系の中で、多様な生物が育まれてきました。また、豊富な餌資源を求めて渡来する渡り鳥の国内屈指の中継地・越冬地となっており、特にシギ・チドリ類の渡来数は日本一を誇ります。さらに、東よか干潟周辺には、秋になると真っ赤に色づき「海の紅葉」と呼ばれる塩生植物シチメンソウの国内最大の群生地が広がっています。

このかけがえのない豊かな自然環境を、郷土の、そして世界の財産として守り、未来へ引き継ぐとともに、観光、教育、研究、交流の拠点となることを目指し、東よか干潟に関わる関係者、市民及び行政が相互に連携・協力しながら、東よか干潟の環境保全とワイズユースを進めていくための指針となる計画として、2018(平成 30)年3月に「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画(以降、「第1次計画」と示します。)」を策定し、取組を進めてきました。

この度、第1次計画の計画期間(2017(平成 29)年度から 2024(令和6)年度)の終了を受け、東よか干潟を取り巻く自然環境や社会情勢の変化、これまでの取組状況等を踏まえ、東よか干潟の環境保全とワイズユースの取組を一層推進していくため、「第2次東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、東よか干潟がラムサール条約湿地に登録され、その認定証の授与式が執り行われたラムサール条約第12回締約国会議(COP12)で決議された、「ラムサール条約戦略計画2016-2024」及び「ラムサール条約 CEPA プログラム 2016-2024」の趣旨を踏まえた内容としました。また、2017(平成 29)年11月に佐賀市で開催された「第8回アジア湿地シンポジウム2017」で採択された「佐賀ステートメント」に沿った内容となっています。



ラムサール条約戦略計画

2016(平成28)年から2024(令和6)年のラムサール条約の実施の基礎となる戦略計画では、「全ての湿地の保全及びワイズユース」を条約の使命とし、また、「湿地が保全され、再生され、湿地の恩恵が全ての人に認識され、価値づけられること」を長期目標とし、さらに4つの目標と19の個別目標を掲げています。

■ Goal1: 湿地の減少及び劣化の要因への対処

- Target1 国・地域の政策や計画における湿地の恩恵への考慮
- Target2 湿地生態系が必要とする水量を尊重した水利用
- Target3 公共セクターと民間セクターによるワイズユースの推進
- Target4 優先的に対処すべき外来生物の防除・根絶

■ Goal2: ラムサール条約湿地ネットワークの効果的な保全と管理

- Target5 ラムサール条約湿地の生態学的特徴の維持・再生
- Target6 ラムサール条約湿地の面積、数、生態学的連続性の大幅な増加
- Target7 生態学的特徴が変化する危機にある条約湿地における脅威への対処

■ Goal3: あらゆる湿地のワイズユース

- Target8 国家湿地目録の作成・更新、配付、使用
- Target9 統合的な資源管理を通じたワイズユースの強化
- Target10 先住民の社会及び地域社会の参加。それらの伝統的知識・実践などの尊重
- Target11 湿地の機能・サービス・恩恵の証明・文書化・配付
- Target12 湿地再生の進展
- Target13 関係主要セクターの持続可能性の向上

■ Goal4: 実施強化

- Target14 科学的手引きや技術的方法論の作成・配付
- Target15 ラムサール地域イニシアティブの強化・発展
- Target16 CEPAを通じた湿地保全・ワイズユースの主流化
- Target17 資金やその他資源の確保
- Target18 国際協力の強化
- Target19 能力機構の向上



ラムサール条約戦略計画 2016-24 ポスター

[出典:ラムサール条約戦略計画 2016-24、環境省]

ラムサール条約 CEPA プログラム

湿地の保全やワイズユースを人々に促す活動の手引きとして2016(平成28)年から2024(令和6)年のラムサール条約の CEPA(コミュニケーション・能力養成・教育・参加・普及啓発)プログラムを採択したものです。

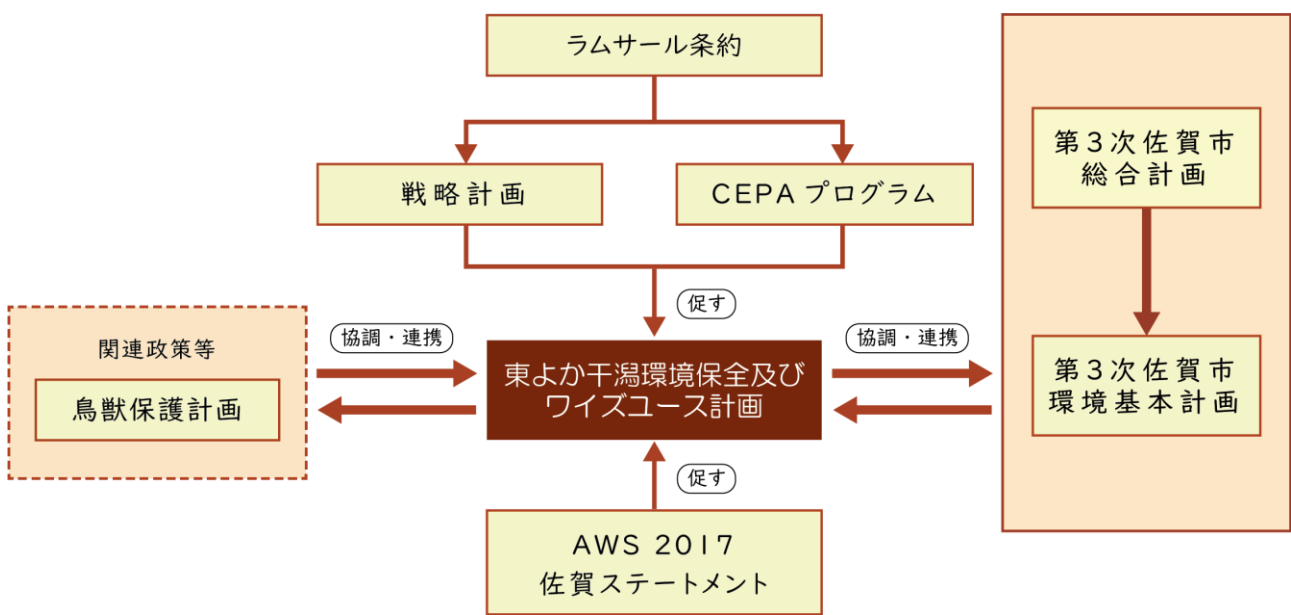
包括的目標として「人々が湿地の保全とワイズユースのために行動を起こすこと」を掲げており、9つの目標と43の個別目標によって達成される成果を通してビジョンを具現化することとされています。

- Goal1: 制度的メカニズムを提供し、関連するネットワークを構築・支援することによって、CEPAプログラムの効果的な実施を支えるためのリーダーシップを確保する。
- Goal2: 適切な場合に、CEPAの取組を条約の政策立案、計画策定、実施の全てのレベルに組み入れる。
- Goal3: 賢明な利用原則の実施に携わる者、特に各湿地の管理に直接携わる者を支援する。
- Goal4: ラムサール条約の実施に直接の責任を負う人々の、個人としての、また、組織及び集団的な能力を養成する。
- Goal5: 様々なステークホルダー(利害関係者)が湿地管理に確実に参加できる仕組みを創り出し、支援する。
- Goal6: 湿地と湿地がもたらす生態系サービスに対する意識、評価、理解を向上させることを目指して、社会の多様な分野の人々を対象としたプログラム、プロジェクト及びキャンペーンを実施する。
- Goal7: 条約の目的を推進する活動の触媒や重要な活動主体として、湿地センターや他の環境センターの役割を認識し、支援する。
- Goal8: 条約の全ての活動主体が公教育の場やラムサール条約登録湿地で利用できるような、生態系の価値やサービス、ならびに湿地の価値についての意識を向上させる学習教材の作成と配付を支援する。
- Goal9: STRP(ラムサール条約科学技術検討委員会)から提供される手引きと情報が、採択された決議に沿って、かつ CEPA プログラムと緊密な連携を図りながら作成されることを確保し、また、特定された対象者に対する普及伝達が最も効果的なコミュニケーション手段を通じて確実に行われる。

2. 計画の位置付け

本計画はラムサール条約第3条第1項「締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。」に規定される「計画」に該当するものです。

「ラムサール条約戦略計画」、「ラムサール条約 CEPA プログラム」の趣旨を踏まえ、「アジア湿地シンポジウム 2017 佐賀ステートメント」に沿った内容とするとともに、佐賀市の最上位の計画である「第3次佐賀市総合計画」、環境部門の上位計画である「第3次佐賀市環境基本計画」などの関連計画と協調・連携をとりながら取組を進めていく必要があります。



計画の位置付け



3. 目指すべき将来像

東よか干潟は、国際的に価値を認められた重要な干潟です。渡り鳥や希少な動植物の生育・生息環境となっていることはもとより、私たちの生活にもなくてはならない存在です。干潟の良好な環境を将来にわたって維持することで、私たちは干潟の変わらぬ恵みを活かすことができます。また、干潟の恵みを活かすことができるよう、干潟に働きかけ、守っていくことで、環境との共生のスパイラル的な向上の効果が期待できます。東よか干潟の豊かな自然は佐賀の誇る宝です。この豊かな自然を資本に、持続可能で豊かな暮らしの実現を目指して、本計画では、第1次計画に引き続き「未来につなぐ 湿地と私たちの持続可能な暮らし」を目指すべき将来像として設定します。



4. ラムサール条約の3つの柱と基本方針

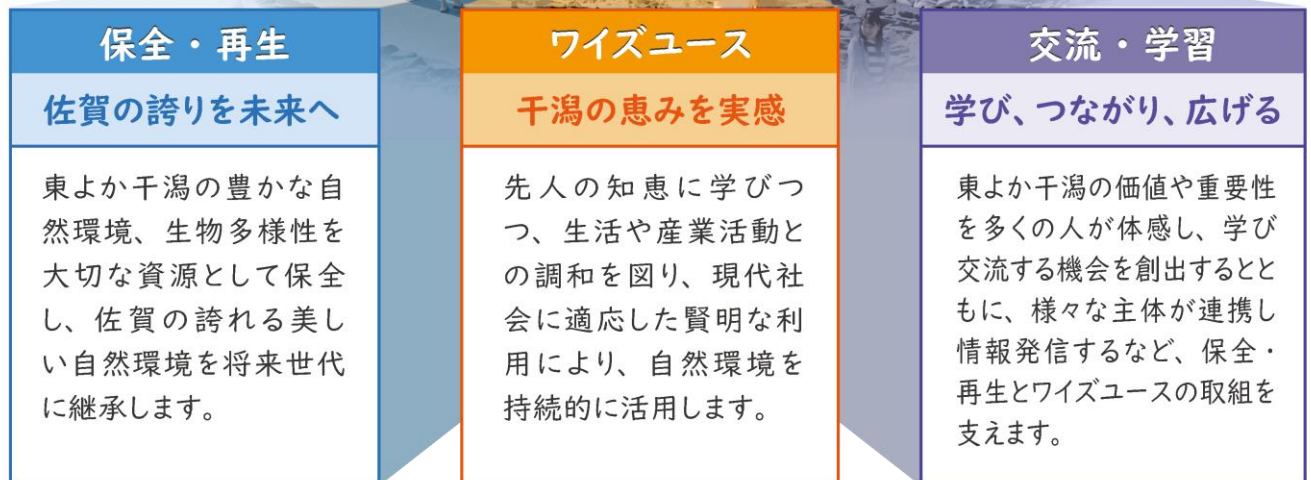
ラムサール条約では取組の基盤となる3つの柱として、湿地の「保全・再生」と「ワイズユース」、そしてこれらを支え、促進する「交流・学習」を掲げています。

この3つの柱は互いに支え合っています。湿地の適切な「保全・再生」には生態系に配慮した持続可能な「ワイズユース」が不可欠です。「ワイズユース」は、「保全・再生」が行われている健全な湿地の恵みに支えられています。また、「保全・再生」と「ワイズユース」を進めるためには、湿地に関わる関係者の「交流・学習」活動が推進力として大きな役割を果たします。

本計画においても「保全・再生」、「ワイズユース」、「交流・学習」の3つの柱を軸に取組を進めていきます。また、目指すべき将来像実現のため、3つの柱における基本方針を以下のとおり設定します。

■ 目指すべき将来像

未来につなぐ 湿地と私たちの持続可能な暮らし



ラムサール条約の3つの柱と基本方針



5. 計画期間

本計画の計画期間は2025(令和7)年度から2034(令和16)年度までとします。これは、佐賀市の最上位計画である「第3次佐賀市総合計画」、環境部門の上位計画である「第3次佐賀市環境基本計画」の計画期間と同じくするもので、これら計画との協調・連携を図るものです。なお、東よか干潟の自然環境や社会情勢などの変化、関連する計画などの改定状況を踏まえ、必要に応じて見直し・改定を行います。

6. 計画が対象とする範囲

本計画ではラムサール条約湿地登録区域と東与賀海岸のシチメンソウヤードを含む周辺一帯を「東よか干潟及びその周辺」と総称します。

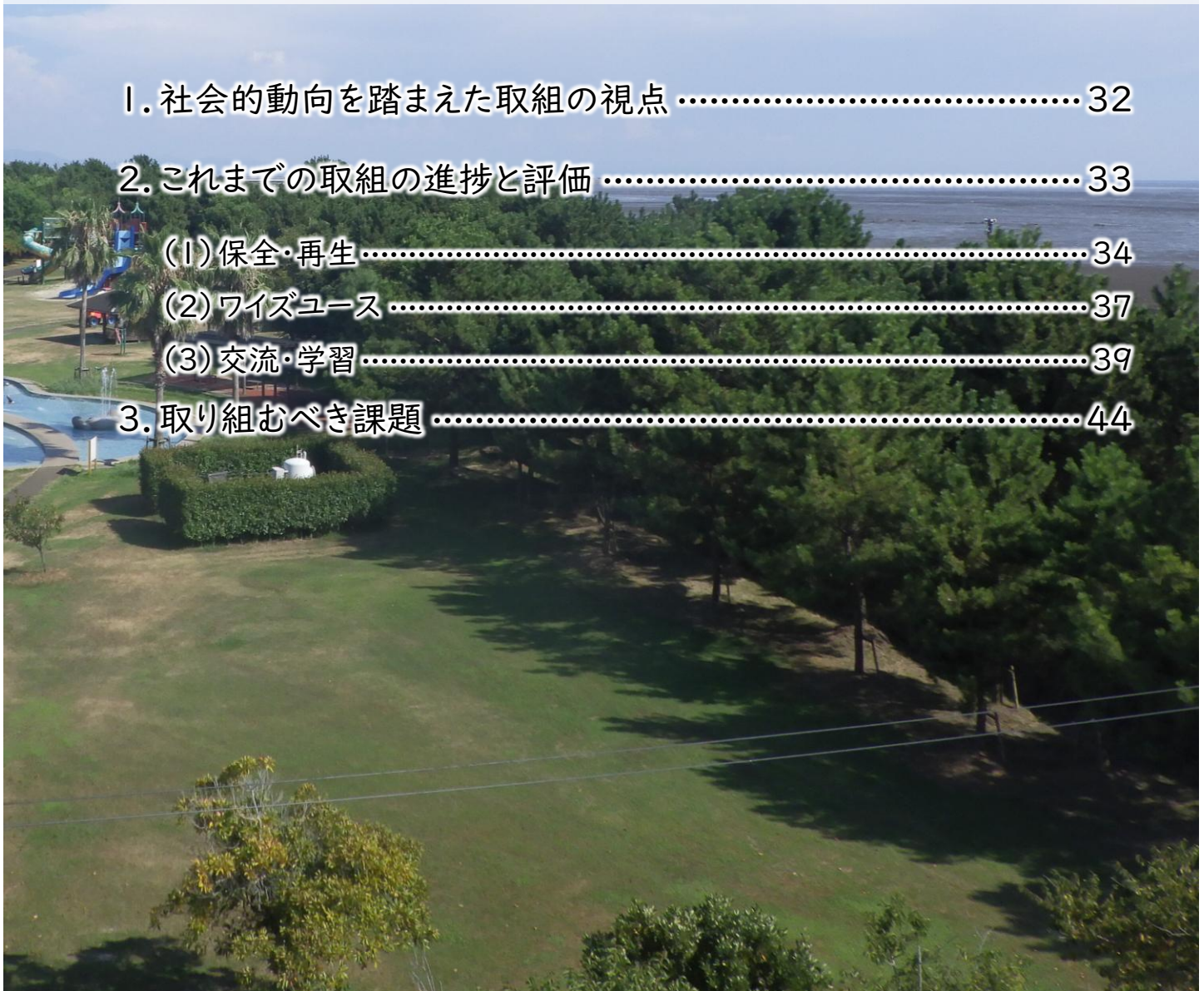
計画が対象とする範囲は「東よか干潟及びその周辺」を形成する流域、後背地にあたる佐賀市全域とします。



第3章

東よか干潟をとりまく課題

1. 社会的動向を踏まえた取組の視点	32
2. これまでの取組の進捗と評価	33
(1) 保全・再生	34
(2) ワイズユース	37
(3) 交流・学習	39
3. 取り組むべき課題	44



第3章では、本計画の策定にあたって考慮した課題を示します。課題の抽出は、近年の環境をめぐる社会動向より環境政策に求められる方向性を把握することや、第1次計画の各主体の取組の実績とその効果を検証する2つの視点で行いました。

1. 社会的動向を踏まえた取組の視点

近年、気候変動や生物多様性の損失、資源の枯渇などの環境問題が深刻化しており、地球規模で解決すべき重要な課題となっています。こうした中、気候変動への対策として「カーボンニュートラル（炭素中立）」、生物多様性の保全に向けた「ネイチャーポジティブ（自然再興）」、そして資源の無駄遣いや廃棄物の問題に対する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」といった目標が注目されています。

カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーは別々の目標に見えますが、実際は同時に達成することが可能です。例えば、サーキュラーエコノミーを実現するための廃棄物削減の取組によって、焼却処理で発生する温室効果ガスが抑えられ、カーボンニュートラルに貢献します。また、海洋に流れ込んだプラスチックが生態系に悪影響を及ぼす「海洋プラスチック問題」への対策として、プラスチックのリサイクルを進めることは、サーキュラーエコノミーとネイチャーポジティブの同時達成につながります。他にも、海の藻場・アマモ場は海洋生物の成育・繁殖の重要な場所であると同時に、大気中の二酸化炭素を吸収・貯留する「ブルーカーボン」として注目されており、これらの生態系を保全・活用することは、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの両方の達成に寄与します。

このような課題への対応として、環境資源などの地域特性を踏まえた地域単位の取組推進が期待されています。佐賀市では既にラムサール条約の精神に則り、東よか干潟の環境資源の保全とワイズユースを進めているところではありますが、今後は世界や日本全体の環境問題に対する方針に基づき、東よか干潟の特性を活かした新たな取組を検討していく必要があります。

また、2020（令和2）年から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、地域経済や私たちの生活に大きな影響を与えました。外出自粛などの対策によって、東よか干潟を訪れる人は減少しましたが、2023（令和5）年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症（季節性インフルエンザと同等の扱い）に移行し、以降は外国人観光客が急増しています。観光客の増加は地域経済の回復につながる一方、ごみ問題や交通渋滞といった過度な観光による影響も懸念されています。今後は、こうした影響にも配慮した取組を検討していく必要があります。

同時達成を目指す環境課題

主な視点	概要
カーボンニュートラル （炭素中立）	温室効果ガスの排出量と、植林、森林管理などによる吸収量を均衡させる考え方。 2050年までに実現することを目標に世界的に取組が進められている。 ※ブルーカーボン・クレジットなどの取組が提案されている。
ネイチャーポジティブ （自然再興）	生物多様性の損失から回復に転じさせるという考え方。 自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方を含んでいる。2030年までに実現することを目標に世界的に取組が進められている。 ※30by30、グリーンインフラなどの取組が提案されている。
サーキュラーエコノミー （循環経済）	従来3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す考え方。 ※生分解性プラスチックの導入などの取組が提案されている。



2. これまでの取組の進捗と評価

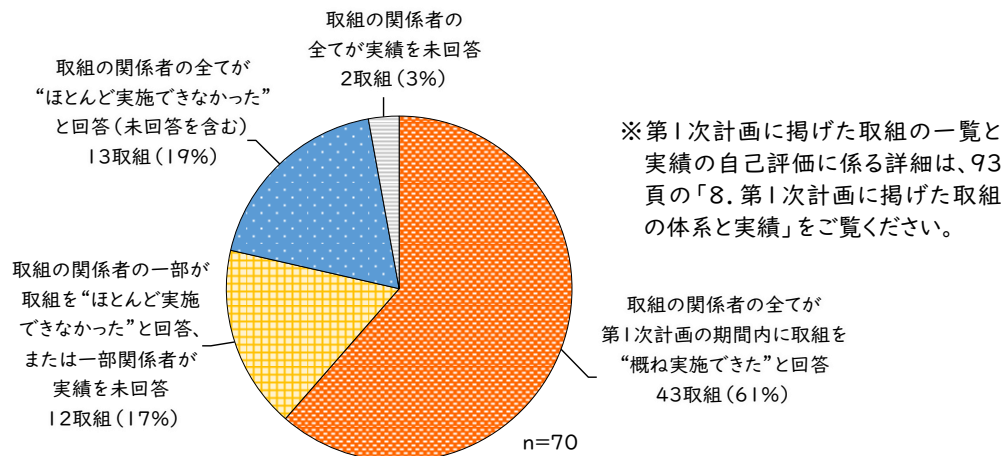
第1次計画では、43の関係団体が実施する 70 の取組を掲げ、取組を推進してきました。しかし、計画に掲げた取組の実施状況や課題などについて関係者間で共有・協議する制度がなく、計画全体として進捗管理が行われていませんでした。このような課題を踏まえ、本計画の策定にあたり、第1次計画の計画期間（2017（平成29）年度から2024（令和6）年度）における各主体の取組の実施状況を調査し、取組を実施する上での課題や今後の実施方針等を整理しました。

第1次計画に掲げた取組の実施状況や今後の実施方針等に関する調査の概要

対象者	第1次計画に位置付けられている取組の関係団体等（組織改編等を踏まえ対象を選定）
配布・回収方法	調査票（Excel ファイル）をメールにて送付・回収
調査期間	2024（令和6）年9月6日（金）から10月21日（月）まで
設問項目	<p>[第1次計画に位置付けられている取組]</p> <p>取組実績の評価、実施した主な内容、今後の実施方針、今後の実施方針の決定理由、拡大・縮小する取組の内容 など</p> <p>[第1次計画に位置付けられていない取組について]</p> <p>取組名称、関係者、取組の開始（予定）時期、これまで主に取り組んだ内容、今後の実施方針、今後の実施方針の決定理由、拡大・縮小する取組の内容 など</p> <p>[第2次計画策定にあたり盛り込むべき視点・アイデア・要望等]</p> <p>盛り込むべき視点・要望、取組のアイデア など</p>

実施状況調査の結果によると、第1次計画に掲げた取組の約6割で“概ね実施できた”との回答が得られました。この中には、交流・学習拠点の整備や、渡り鳥などの保全に配慮した米作り「シギの恩返し米プロジェクト」のように、一定の成果を得るとともに、取組として新たなステージに内容を発展させたものもみられます。一方で、“ほとんど実施できなかった”取組が約2割、一部の関係者が実施できなかった取組も約2割確認されました。第1次計画の取組には、1つの取組で複数の関係者が関与するものが多く、関係者間での連携が十分に行われなかったために、何をすべきか分からないままとなってしまった主体もあると考えられます。

以降、ラムサール条約における取組の基盤となる3つの柱「保全・再生」、「ワイズユース」、「交流・学習」ごとに取組を推進できなかった主な要因と環境課題等を示します。



第1次計画に掲げた取組※ごとの実績評価の結果

(1) 保全・再生

第1次計画で掲げた主な取組と取組を推進できなかった主な要因(考察)

第1次計画では保全・再生の取組として5つの対応の方向性、8つの取組活動に基づく20の取組を位置付け、取組を推進してきました(資料編93頁参照)。このうち、「環境監視体制の整備」、「外来種対策の検討」、「海岸漂着物の生態系への影響対策の検討」、「干潟の環境変化への中長期的な対応の検討」などで、活動が一部滞っている状況が確認されました。この主な要因として、モニタリング等のデータを効果的な対策に昇華させ、実行するための制度整備が不足していたことが挙げられました。今後は環境データの集約、関係者間での情報の共有、対応方針の決定と役割分担などを定期的に検討するための仕組みづくりが必要と考えられます。

以降では、これまで実施してきた取組内容や環境課題等を、第1次計画の施策の項目ごとに示します。

① 周辺環境の調査・把握

東よか干潟の保全・再生に取り組むには、環境の現況を定期的を確認しながらその変化を把握し、的確な対策を実施していく必要があります。

現在、鳥類の渡来状況については、環境省のモニタリング1000のコアサイトとして季別にシギ・チドリ類のカウントが実施されているほか、農林水産省の有明海鳥類調査の定点観測、野鳥の会の定例探鳥会などにより調査されています。また、底生生物については、2016(平成28)年度より佐賀市と佐賀大学、市民による生物調査が、植物については2019(令和元)年度より佐賀自然史研究会によるシチメンソウを主体としたモニタリング調査が行われています。

生態系は食物連鎖や水や底泥、人との関係性など、様々な要因の上に成り立っています。変化の原因を究明するには鳥類の餌となる底生生物のデータをはじめ、環境に関する様々なデータの定期的・継続的な収集が必要です。

また、収集したデータを解析し、どのような対策を講じる必要があるか判断するには学識者などとの関わりも重要です。現在様々な主体により行われている調査のデータを集約・関係者と共有し、環境を評価する仕組みづくりが求められています。



周辺環境調査の様子

- 左: 野鳥の調査・観察
- 中: 干潟の底生生物調査
- 右: シチメンソウ底質塩分環境調査

東よか干潟の鳥類モニタリングデータ

モニタリング1000「干潟調査(シギ・チドリ類)」

環境省が掌握する調査です。国内の様々な環境をモニタリングサイトとして登録し、定期的に指標となる生物の状況を調査、データの蓄積を行うことで個別のサイトの変化の要因、全国的な問題点について把握しようとするものです。東よか干潟は「干潟調査(シギ・チドリ類)」のコアサイト(大授揚)として登録されており、毎年、春、秋、冬の各季にシギ・チドリ類を種毎にカウントしています。

「環境省 モニタリングサイト1000」URL:<http://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/index.html>



②干潟環境の保全

干潟の環境を維持していくには、干潟の形成に関係する河川源流から河口までの河川流域の環境を含めて考えていく必要があります。流域からは土砂や栄養分など干潟の維持に必要な材料がもたらされる一方、私たちの生活から出るごみや生活排水も流れ込みます。

東よか干潟は本庄江、八田江流域の最下流部にあり、これら河川流域の影響を強く受けるとともに、有明海の潮流の特性から筑後川をはじめとする湾奥東部の流入河川からの漂着物が多く堆積します。

現在、東よか干潟では空き缶、ペットボトルなどの生活系ごみをはじめ、ヨシなどの自然物の漂着が多く、大型の流木なども漂着します。近年は気候変動に伴う大雨・短時間強雨が頻発化しており、ごみ漂着量の増加や海洋プラスチックごみによる汚染が懸念されています。これらごみの対策として、ボランティアによる海岸清掃活動が行われているほか、重機による海岸漂着物の撤去作業も行われています。

海岸や干潟環境の保全活動を継続的に行っていくため、今後は流域の上流・下流・有明海全体を見据えた環境保全意識の醸成や体制づくりが必要です。

また、近年の気候変動に伴う大雨・短時間強雨の頻発化を踏まえ、有明海に流れ込む河川流域の水源の森の整備や森林の維持管理、農地を利用した防災・減災の取組などについても、継続して検討・実施していく必要があります。



生活系ごみの漂着



大型の流木の漂着



干潟を埋め尽くす漂着物



海岸漂着物

③干潟環境の変化への対応

東よか干潟の位置する有明海湾奥部は干陸化の傾向が著しく、干潟の年成長量（上昇量）は 4.5cm（東与賀町史、1982（昭和 57）年、東与賀町）との測定結果が報告されています。現在も干潟は成長しており、海岸遊歩道への潟泥の堆積などが確認されています。

地形の変化に伴って、これまで海岸堤防（シチメンソウヤード）内に植生していたシチメンソウが干潟前面に分布を拡大しているほか、堤防側の範囲ではシオクグやヨシなどの植物が侵入するなどの変化がみられます。また、2018（平成 30）年秋に発生した保全ヤードのシチメンソウの大規模な立ち枯れ以降、規模は異なるものの、毎年同様の現象が確認されています。2019（令和元）年度より佐賀大学で原因の究明と対応策の検討のための解析が行われていますが、明確な対応策を打ち出すまでには至っておらず、今後も継続的な解析・検討が必要です。

潟泥の堆積状況の把握と、干潟の環境変化を見据えた中長期的な対応の検討が必要です。



海岸遊歩道に堆積した潟泥



シチメンソウの立ち枯れ



干潟前面に拡大するシチメンソウ



シチメンソウ群生内に侵入するシオクグ（後方）



(2) ワイズユース

第1次計画で掲げた主な取組と取組を推進できなかった主な要因(考察)

第1次計画ではワイズユースの取組として6つの対応の方向性、12の取組活動に基づく31の取組を位置付け、取組を推進してきました(資料編 93頁参照)。このうち、「有明海産物のレシピ開発」、「登録周年記念イベントの開催」、「外国人へのPR、外国人に喜ばれる仕掛けづくり」、「健康と観光をミックスした新たなメニューの開発」などの取組で、活動が一部滞っている状況が確認されました。この主な要因として、コロナ禍等による観光・集客メニューの検討自粛、外国人のニーズの把握で難航していることが挙げられました。また、1つの取組で複数の関係者が関与する取組が多く、関係者間での連携が十分に行われなかった影響が考えられ、関係者間の調整が課題と考えられます。

以降では、これまで実施してきた取組内容や環境課題等を、第1次計画の施策の項目ごとに示します。

① 観光への利活用

東よか干潟への来訪者数は、ラムサール条約湿地への登録によるバスツアーの立ち寄りなどにより増加傾向にあります。秋には真っ赤に色づくシチメンソウの観賞、秋から春にかけての野鳥の多い時期にはバードウォッチングを目的とした来訪が多く、また隣接する干潟よか公園では思い切り身体を動かせる開放的な空間を求めて、特に夏場には多くの親子連れなどで賑わいます。

2020(令和2)年10月20日には、東よか干潟の価値や魅力を発信し、観光・学習・交流など様々な活動の拠点となる“東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」”(詳細は41頁「②交流・学習拠点の活用」を参照)が開館しました。今後は新規来訪者の獲得とリピーターの確保に取り組んでいく必要があります。近年、学習指導要領の変更により、探求型・アクティブラーニング型の修学旅行の需要が高まっています。これら修学旅行を誘致するため、地元での受け入れ体制を整備する必要があります。また、インバウンド需要も高まっており、多言語の案内板設置や案内ガイド対応の充実が課題となっています。



シチメンソウまつり



バードウォッチング

② 産業への利活用

東よか干潟の価値や魅力を体感するには、五感に訴えることが効果的です。特に干潟の恵みを直に感じられる“食”と結びつけた料理の提供や、土産物の開発は観光の新たな資源となるとともに地域の産業の振興につながります。

また、日本一のシギ・チドリ類の渡来を可能にする干潟の豊かな環境は、これを支える流域が健全に保たれていればこそその結果です。ラムサール条約のブランドイメージを活用した農水産物の栽培やブランド化とともに、販路の開拓も検討する必要があります。

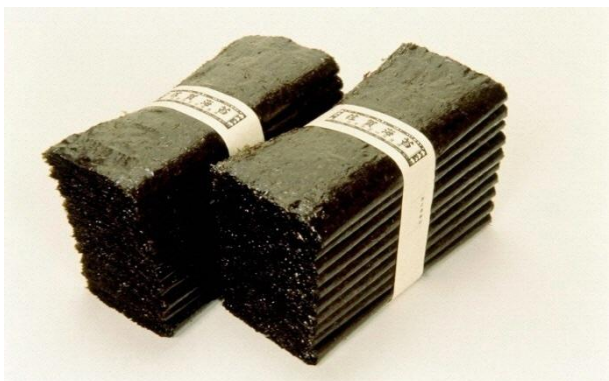
2021(令和3)年には、渡り鳥などの保全に配慮した米作りを推進するプロジェクトが始動し、「環境保全型農業」、「環境循環型農業」による栽培が行われています。

東よか干潟のすぐ沖合に広がる日本一の佐賀海苔の養殖漁場では、カモによる食害や野鳥の羽毛が海苔に混入することによる品質低下などの漁業被害が懸念されていますが、漁業者のラムサール条約に対する理解と協力により、自然環境と産業活動との共生が図られています。



渡り鳥などの保全に配慮した米作りプロジェクト(シギの恩返し米)

[出典:シギの恩返し米推進協議会 Web ページ, 2024(令和6)年現在]



佐賀海苔



ワラスボの干物



(3) 交流・学習

第1次計画で掲げた主な取組と取組を推進できなかった主な要因(考察)

第1次計画では交流学習の取組として6つの対応の方向性、11の取組活動に基づく19の取組を位置付け、取組を推進してきました(資料編 93 頁参照)。このうち、「子ども湿地交流会への参加及び開催」、「全国規模のイベントや会議の開催」、「交通手段と交通網の整備」などの取組で、活動が一部滞っている状況が確認されました。この主な要因として、コロナ禍による取組中止・自粛の影響や、庁内の各課横断での検討に着手できなかったことが挙げられました。社会情勢への柔軟な対応や関係者間の調整が課題と考えられます。




以降では、これまで実施してきた取組内容や環境課題等を、第1次計画の施策の項目ごとに示します。

①交流・学習活動の推進

東よか干潟及びその周辺では様々な主体による体験学習会やイベントが開催されています。また、これらの活動を支えるための各種支援事業やボランティアガイドの養成も進められています。

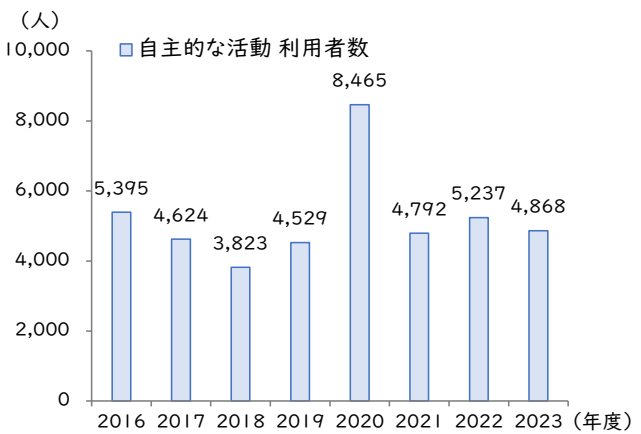
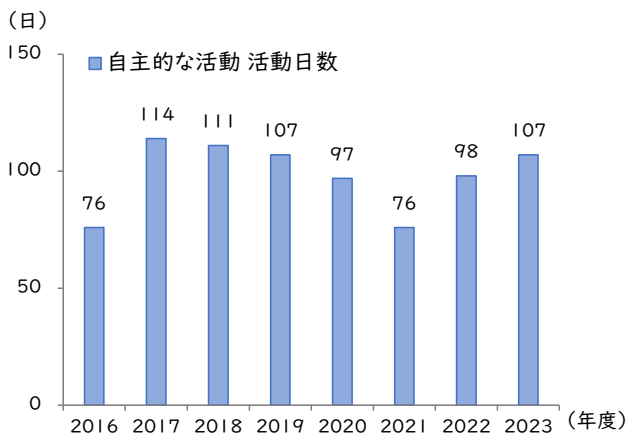
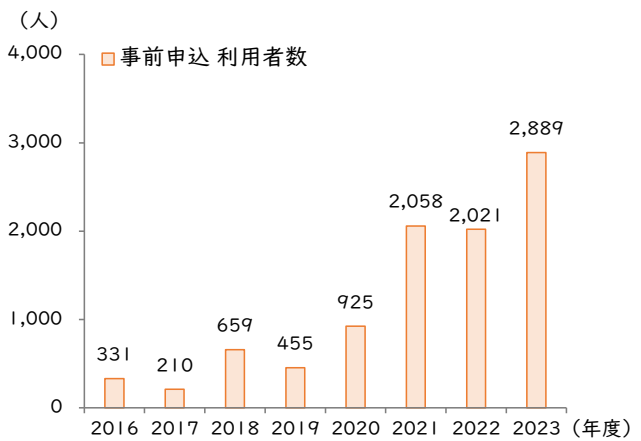
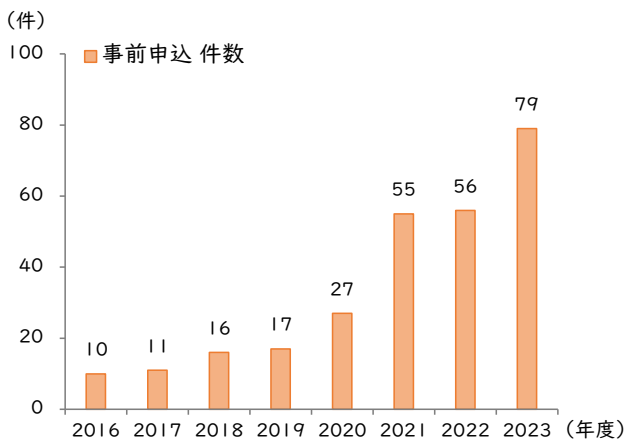
これらの活動をさらに市内全域に拡大していくためには、専門知識や技能を有する指導者の確保と育成した人材に対する活動の場の提供が課題となります。また、年齢や習熟度に応じた学習プログラムの確立も必要です。他にも、高校生・大学生を主体とした活動の場が少ない課題があり、全ての年齢層に継続的な交流・学習の機会を提供するための仕組みづくりを検討していく必要があります。

東よか干潟及びその周辺に関する交流・学習の取組の例(1/2)

名称	実施主体	活動の概要
東よか干潟ラムサールクラブ 	・佐賀市	市内小学4年生から中学3年生を対象としたクラブ組織です。地元の東与賀まちづくり協議会の会員も大人のクラブ員として子どもたちの活動を支援しています。東よか干潟をフィールドとして干潟の生物調査や野鳥の観察、他の条約湿地の子ども達との交流などを行うことにより、東よか干潟の保全とワイズユースを担う未来のリーダーを育成しています。
東よか干潟ボランティアガイド 	・佐賀市	広大な干潟の風景、渡来する希少な野鳥、珍しい干潟の生物、シチメンソウなど、東よか干潟の価値や魅力を現地で案内するガイドの新規養成を行うとともに、既存のガイドのスキルアップを図ることにより、来訪者の満足度向上とリピーターの確保に取り組んでいます。
東よか干潟自然観察会 	・東与賀小学校 ・東与賀中学校	野鳥観察、シチメンソウ観察、干潟の生物調査などを行い、郷土の自然環境のすばらしさを体感し、環境保全意識の高揚を図っています。

東よか干潟及びその周辺に関する交流・学習の取組の例(2/2)

名称	実施主体	活動の概要
野鳥の観察 	・日本野鳥の会佐賀県支部	日本一の渡来数を誇るシギ・チドリ類をはじめ、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモなどの絶滅危惧種も多く渡来する東よか干潟において、一般を対象とした野鳥観察会を定期的に行っています。
環境学習 	・佐賀市 ・小中学校	郷土学習の一環として、小中学校による東よか干潟での環境学習を促進しています。現地ではボランティアガイドが東よか干潟の魅力を案内するなど、効果的な学習の支援を実施しています。



東よかボランティアガイドの活動状況



②交流・学習拠点の活用

東よか干潟及びその周辺の自然環境及び生物多様性の保全を推進するとともに、持続可能な利用による地域の活性化を図るための拠点施設として、2020（令和2）年に東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」を開館しました。

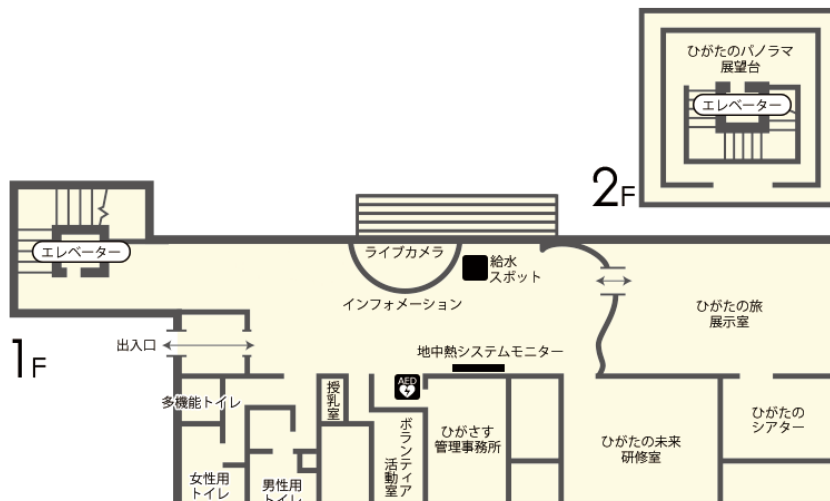
館内は主に交流スペース（インフォメーション）、研修室、展示室、展望フロアで構成されており、東よか干潟の魅力全天候に左右されず楽しむことができます。

「ひがさす」は一般利用だけでなく学校などの団体からも利用いただいています。より多くの方に施設を活用いただくため、環境学習の場としてホームページなどで積極的に情報発信を行い、認知度向上に引き続き取り組んでいく必要があります。また、団体利用などに対応するためのリソースの確保や、利用者のニーズに沿った複数の学習プログラムの構築、リピーターを確保するための取組が必要になります。

なお、「ひがさす」開館に伴い、2015（平成27）年10月から2020（令和2）年9月まで東よか干潟を紹介する展示スペースとして設置されていた干潟よか公園内の紅楽庵の「東よか干潟ガイダンスルーム」は閉館しています。



東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」の外観



東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」の館内図

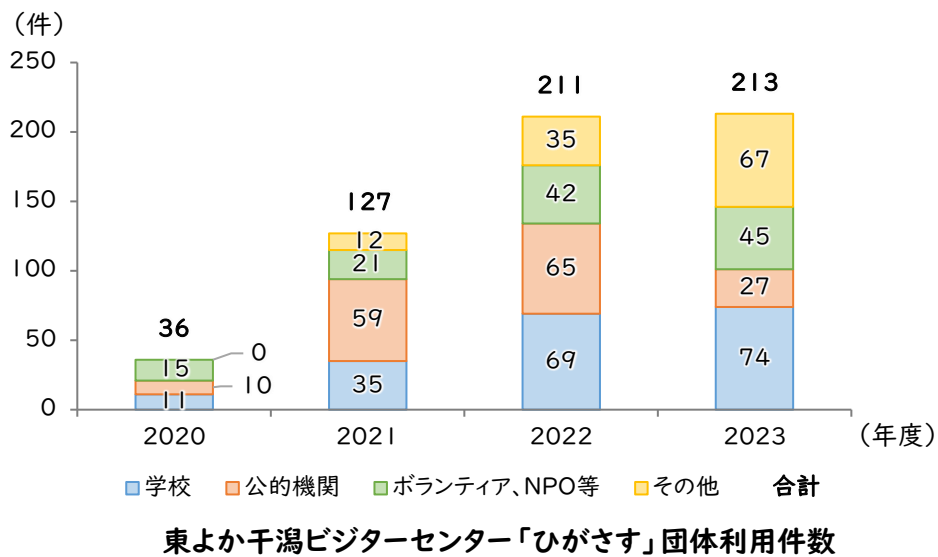
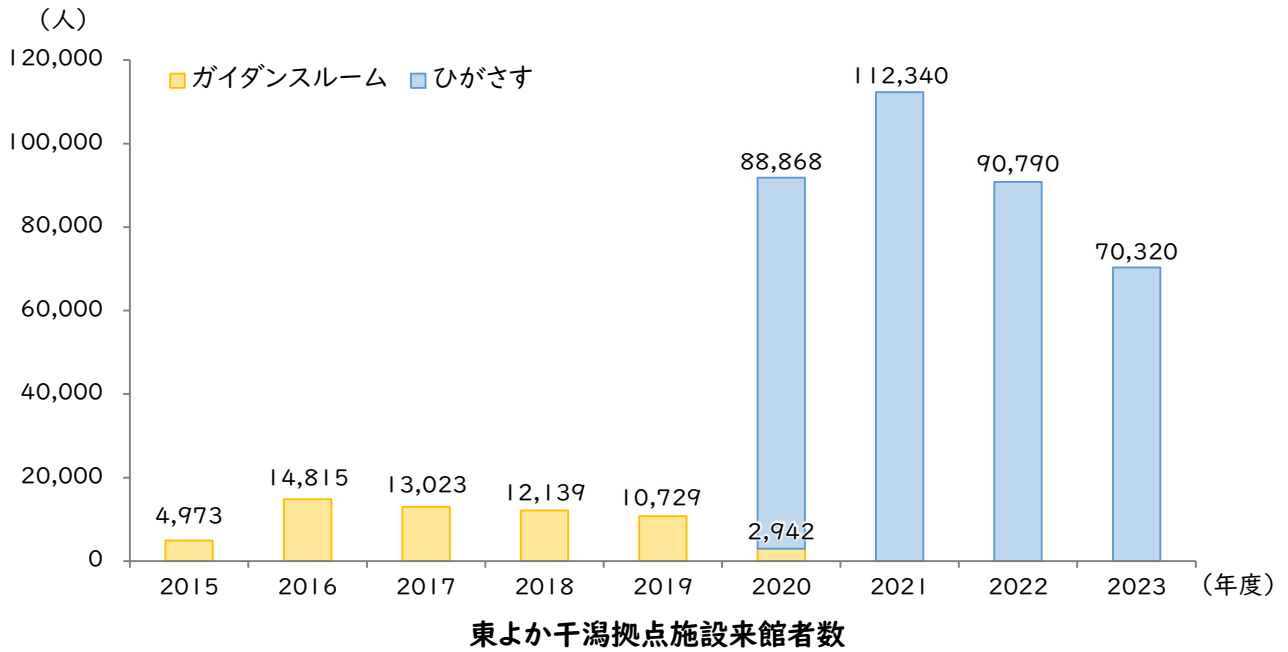
場所	様子	概要	場所	様子	概要
ひがたのシアター		数千羽の野鳥の群れや、泥干潟特有の生きものたち。東よか干潟の四季について、映像を放映しています。	プロジェクションマッピング		渡り鳥の旅や東よか干潟の成り立ちを、迫力のプロジェクションマッピングで楽しめます。
干潟と野鳥ゾーン		ラムサール条約登録認定証(実物)の展示もあります。干潟の概要と、ここに訪れる代表的な野鳥を知ることができます。	生きものゾーン		干潟に暮らす生きものたちを展示しています。透明骨格標本や、珍しい巣穴標本もあります。
干潟と暮らしゾーン		私たちの暮らしと干潟との関わり。そして、干潟の保全に取り組む“守り人”からのメッセージを放映しています。	ひがたのパノラマ展望台		展望フロアからは南に広大な干潟、北には佐賀平野の田園風景が広がり、まさに絶景です。双眼鏡からは、干潟の生きものたちの姿も観ることができます。
ひがたの未来研修室		会議やワークショップなど多目的に使える研修室です。貸出も受け付けています。65m ² /36名収容可能(スクール形式時)。	ひがさすライブカメラ		刻々と変化する有明海や干潟の風景を、リアルタイムで観ることができます。
地中熱システムモニター		「ひがさす」では、地中にある熱エネルギーを空調に利用しています。地中熱利用の仕組みや省エネの状況を、モニターで観察することができます。	芝生広場		「ひがさす」の南側に芝生広場があり、地域団体や市民活動団体等によるイベントの開催等に活用されています。

東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」の様子

「ひがさす」という言葉の意味

東よか干潟ビジターセンターの愛称「ひがさす」は、東よか干潟(“ひが”しよか“ひが”た)の“ひが”と、サステイナブル(Sustainable 持続可能な)の“サス”を組み合わせた言葉です。

「ひがさす」の中には“さが”(佐賀)や、干潟の生物など佐賀市の魅力を“さがす(探す)”といった言葉が隠れており、有明海に“ひがさす(陽が差す)”イメージが込められています。



③ラムサール条約湿地としての国際的な取組

佐賀市では 2023 (令和 5) 年 2 月 8 日にアメリカ合衆国内務省土地管理局と、東よか干潟とクパルック湿地 (Qupaluk) の姉妹湿地提携に関する覚書を締結し、東アジア・オーストラリア地域フライウェイにおける湿地保全を広域的視点で進めるための体制づくりを始めました。今後は、これらのつながりを活用しつつ、交流・学習を進めていく必要があります。

3. 取り組むべき課題

「保全・再生」、「ワイズユース」、「交流・学習」の3つの視点により整理しました。今後新たに取り組むべき課題を以下に示します。

視点	課題	
保全・再生	1. 環境調査・把握の仕組みづくりと対応方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・環境データの定期的な収集・集約 ・環境情報の共有と評価の仕組みづくり ・環境変化の把握と中長期的な対応方針の検討 (潟土の堆積・新たな動・植物種の侵入と植生遷移、シチメンソウの立ち枯れ)
	2. 干潟環境の保全・再生の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・流域を対象とした環境保全、防災・減災 ・海岸漂着物対策(海洋プラスチック問題)
ワイズユース	1. 観光への利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新規来訪者の獲得とリピーターの確保
	2. 産業への利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・干潟の恵みを感じる商品の開発、販路の検討 ・ラムサールブランドの活用 ・ブルーカーボン・クレジットの活用可能性の検討
交流・学習	1. 交流・学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交流・学習対象者の拡大(地域・年齢層・学校教育) ・探求型・アクティブラーニング型修学旅行への対応
	2. 交流・学習拠点の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信による認知度の向上 ・施設展示と体験プログラムの充実



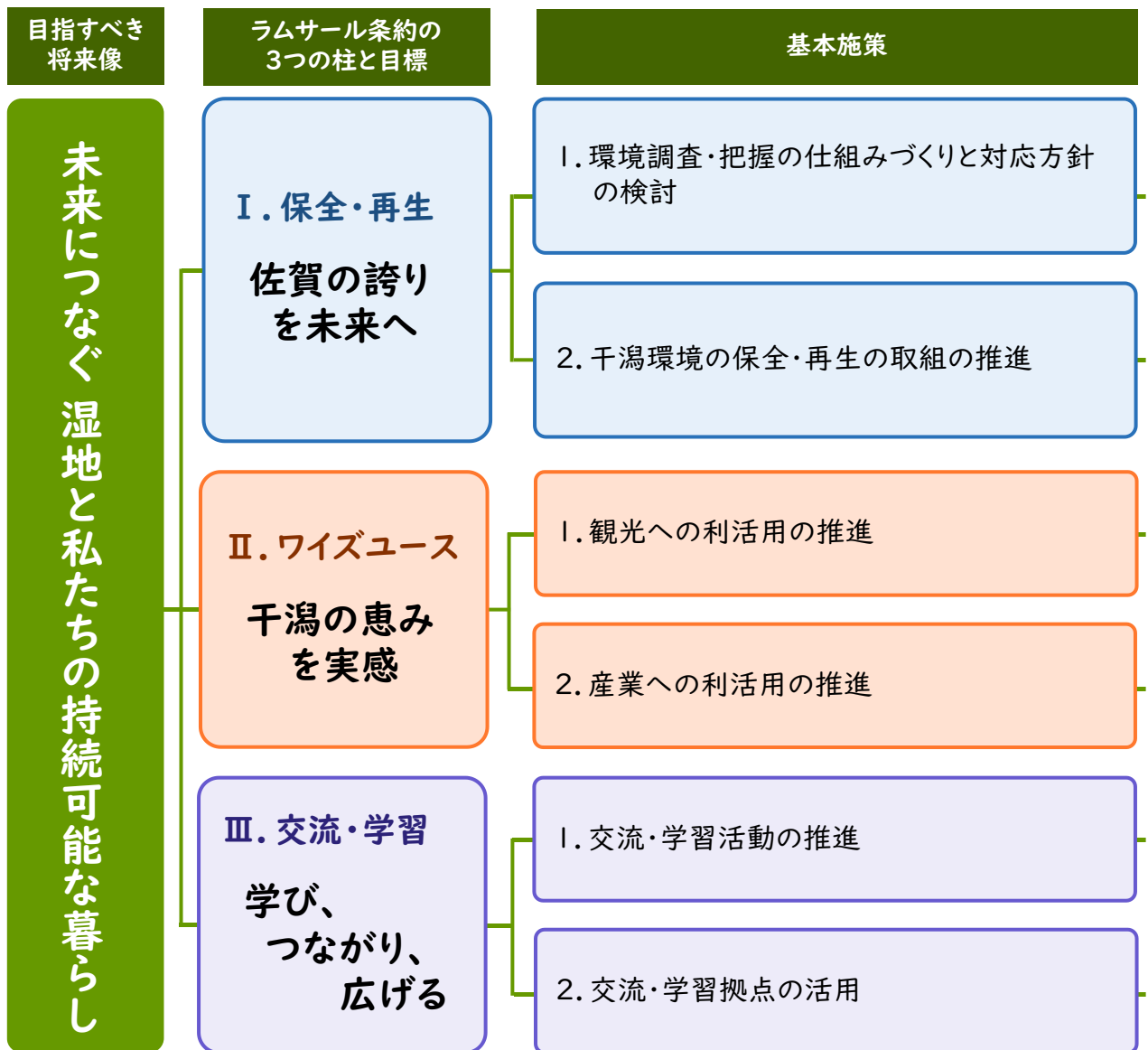
第4章

具体的な取組の展開

1. 取組の体系	46
2. 保全・再生 ~佐賀の誇りを未来へ~	48
3. ワイズユース ~干潟の恵みを実感~	53
4. 交流・学習 ~学び、つながり、ひろげる~	57
5. 重点施策	63

1. 取組の体系

目指すべき将来像及びラムサール条約の3つの柱と目標を踏まえ、6つの基本施策と 17 の取組を設定します。





取組

- ① 環境データの定期的な収集
- ② 環境変化の要因把握のための調査の実施
- ③ 環境情報の共有の仕組みづくり
- ④ 干潟環境の変化の把握と中長期的な対応方針の検討の仕組みづくり

- ① シチメンソウの保全活動
- ② 海岸漂着物対策（海洋プラスチック問題）
- ③ 流域を対象とした環境保全、防災・減災の推進
- ④ 干潟及びその周辺の生物の生息環境の保全・再生

- ① 新規来訪者の獲得とリピーターの確保

- ① 東よか干潟の文化や技術の継承
- ② 干潟の恵みを感じるラムサールブランド商品の開発、販路の検討
- ③ ブルーカーボン・クレジットの活用可能性の検討

- ① あらゆる世代を対象とした交流・学習の機会の創出
- ② 多様な視点を取り入れたプログラムの実施・検討
- ③ 他の条約湿地との情報交換・交流・連携の推進

- ① 拠点施設の機能拡充と情報発信による認知度の向上
- ② 施設展示と体験プログラムの充実

2. 保全・再生 ~佐賀の誇りを未来へ~

基本施策 I-1. 環境調査・把握の仕組みづくりと対応方針の検討

施策の方向性

生物多様性の保全・再生に係る取組を検討・実践していくためには、基盤となる干潟の環境データのほか、そもそも干潟にどのような生物がいて、どのように暮らしているのか把握する必要があります。年変動の大きい自然環境データから環境変化の傾向を読み取り、課題を抽出するため、同一の調査項目による定期的かつ継続的な調査に取り組みます。さらに、課題となる環境変化が確認された場合には、その原因を把握するための新たな調査に取り組みます。

また、入手した環境情報を一元管理するためのデータベースの構築を検討するほか、市内で環境課題の共有を図るための情報公開の方法を検討します。さらに、環境変化の把握と中長期的な対応方針の検討を組織的に行うための仕組みづくりに取り組みます。

取組 I-1-① 環境データの定期的な収集

■ 渡来する野鳥の調査の実施

環境省「モニタリングサイト 1000」などの枠組を活用し、東よか干潟に渡来する野鳥の種類や数を継続的に調査します。渡来種数の増減、その他の問題点の兆候を早期に把握し、生物多様性の適切な保全を行うための基礎データとして活用します。

主な関係者
佐賀市 環境政策課
日本野鳥の会 佐賀県支部

■ 干潟の底生生物調査の実施

東よか干潟及びその周辺に生息する底生生物の種類、生息範囲、生息数を継続的に調査します。干潟環境及び生態系の変化を速やかに把握し、絶滅危惧種の保全や外来種対策に係る基礎データとして活用します。

佐賀市 環境政策課
佐賀大学

■ シチメンソウなどの植物調査の実施

東よか干潟及びその周辺の植物相を把握し、必要に応じて新たな環境調査を実施します。

佐賀市 環境政策課



野鳥の調査・観察



干潟の底生生物調査



シチメンソウ底質塩分環境調査



取組 I-1-2 環境変化の要因把握のための調査の実施

<p>■ 干潟の環境調査の実施</p> <p>干陸化の進む東よか干潟及びその周辺において、環境変化の状況を多面的な視点で把握するとともに、環境変化により発生すると考えられる懸念事項を整理し、その対策や対応方針について検討します。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課 東よか干潟環境保全及び ワイズユース推進会議構成員 など</p>
<p>■ 海岸漂着物が干潟の動植物に与える影響調査の実施</p> <p>海岸漂着物が干潟の生物に与える影響を調査・把握し、海岸清掃の効果的な時期・方法を検討するための基礎データとして活用します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>



潟泥の堆積が進む干潟



干潟に漂着した流木やごみ

取組 I-1-3 環境情報の共有の仕組みづくり

<p>■ 各種調査データ・記録の確認・集積</p> <p>東よか干潟及びその周辺に関する環境データを集積し、過去と現況の比較検討を行い、今後の対策につなげるための資料とします。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課</p>
---	----------------------------

取組 I-1-4 干潟環境の変化の把握と中長期的な対応方針の検討の仕組みづくり

<p>■ 関係機関との協議の場の設置</p> <p>「東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議」で定期的に調査結果の報告と情報交換を行うとともに、そこで抽出された環境課題（干潟の干陸化、シチメンソウの立ち枯れなど）に対しては必要に応じて部会を設置し、対応方針について検討します。</p>	<p>主な関係者 東よか干潟環境保全及び ワイズユース推進会議構成員</p>
---	--



東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議

基本施策 I-2. 干潟環境の保全・再生の取組の推進

施策の方向性

東よか干潟及びその周辺環境が抱える環境課題を解決するため、基本施策 I-1. 「環境調査・把握の仕組みづくりと対応方針の検討」で導き出された中長期的な対応方針に基づき、効果的な保全・再生の取組を推進します。

これまで行ってきた「シチメンソウの保全活動」、「海岸漂着物対策」、「流域を対象とした環境保全、防災・減災の推進」を引き続き推進していくとともに、新たに把握された環境課題についても対策に取り組めます。

取組 I-2-① シチメンソウの保全活動

<p>■ シチメンソウの群生の保全 (シチメンソウヤード)</p> <p>シチメンソウの種取り・種まき、海岸漂着物の除去作業など、シチメンソウの群生の保全に取り組めます。また、シチメンソウの里休憩所の運営を通じてシチメンソウ保全活動の普及啓発を行います。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 東与賀支所 シチメンソウを育てる会</p>
<p>■ 市職員による海岸の随時監視と清掃</p> <p>「ひがさす」と連携したシチメンソウヤードの監視、関係機関や地域団体等と協働して随時海岸清掃を行います。</p>	<p>佐賀市 環境政策課 東与賀支所</p>



シチメンソウ保全活動(種取り)



シチメンソウに覆いかぶさった漂着物

取組 I-2-② 海岸漂着物対策 (海洋プラスチック問題)

<p>■ 海岸清掃イベント・キャンペーンの開催支援</p> <p>「有明海クリーンキャンペーン・ACT CLEAN SAGA (県民一斉清掃)」、「有明海クリーンアップ作戦 (有明海沿岸四県合同清掃)」、企業による海岸清掃イベントの開催などを支援し、市民がポイ捨てや不法投棄などの現状を認識し、環境保全意識の向上や行動することの大切さを知ってもらう機会とします。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課 環境保全課 東与賀支所</p>
<p>■ 海岸漂着物の現状を知ってもらうための広報活動の実施</p> <p>海岸漂着物の発生の状況や原因などについて庁内担当者間で情報共有するとともに、筑後川流域の環境保全活動を行う主体の集まる筑後川フェスティバルなどを利用して、情報の発信に努めます。また、市のホームページなどを活用して市民への普及啓発に努めます。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>



■ 海岸漂着物の円滑な処理と適正処理の推進

海岸漂着物に起因する海岸環境の悪化や漁業被害へ対応するため、既設の補助制度等を活用した漂着物対策のための恒常的予算措置や体制を構築します。

主な関係者
佐賀市 水産振興課
環境政策課



有明海クリーンキャンペーン・ACT CLEAN SAGA
(県民一斉清掃)



重機による海岸漂着物の回収



海洋プラスチック問題に関する子ども向けセミナー



海洋プラスチック問題に関する展示

取組 I-2-③ 流域を対象とした環境保全、防災・減災の推進

■ 森林の有する多面的機能の持続的発揮の促進

干潟に漂着する流木や土砂などを軽減するため、流域内森林の土砂災害防止機能、洪水緩和機能など、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための適正管理を進めるとともに、森・里・川・海にわたる総合的な環境保全の取組を推進します。

主な関係者
佐賀市 森林整備課

■ 河川、水路の整備・清掃等による干潟へのごみの流入対策の推進

干潟へのごみの流入を防止するため、流域内河川や水路、住宅地周辺の清掃活動への支援を実施します。

佐賀市 農村環境課
森林整備課
河川砂防課

■ 森・里・川・海の環境保全対策の必要性についての啓発

海洋プラスチック問題をはじめ、干潟や海の環境が森や川などの陸上からの影響を受けることについて、講演会の開催などを通じて啓発に取り組みます。

佐賀市 環境政策課

取組 I-2-④ 干潟及びその周辺の生物の生息環境の保全・再生

<p>■ 鳥類の生息環境の保全・再生 鳥類の営巣環境の整備、伝染病予防の取組など、鳥類保護のための生息環境の保全・再生の活動に取り組みます。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課 日本野鳥の会 佐賀県支部</p>
<p>■ 水生生物の生息環境の保全・再生 市が実施する公共工事の実施にあたって、絶滅危惧種をはじめとする水生生物の生息環境への影響をなるべく抑えるように工事の調整を行い、保全・再生の取組を推進します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>



筑後川水源学習(1)



筑後川水源学習(2)



水生生物保全に関する学習会(1)



水生生物保全に関する学習会(2)



木柵水路(1)



木柵水路(2)



3. ワイズユース ~干潟の恵みを実感~

基本施策Ⅱ-1. 観光への利活用の推進

施策の方向性

東よか干潟及びその周辺の特異な自然景観や生物などを満喫する体感・体験型イベント等の開催・PR 及び環境整備を通じて、新規来訪者の獲得とリピーターの確保に取り組みます。

取組Ⅱ-1-① 新規来訪者の獲得とリピーターの確保

<p>■ 季節・周年イベントの継続開催</p> <p>「干潟の祭典シチメンソウまつり」、「夕暮れコンサート」、「ラムサール条約湿地登録周年記念イベント」、「シギチフェス」など、干潟の季節ごとの魅力を楽しみ、条約登録を記念するイベントを開催し、年間を通した賑わいを創出します。イベントの開催を通じて、東よか干潟の環境保全への関心を高めるとともに、取組関係者の交流や、干潟の魅力の PR に取り組みます。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課 東与賀支所 東与賀まちづくり協議会 シチメンソウを育てる会 日本野鳥の会 佐賀県支部</p>
<p>■ 各種媒体を活用した干潟の魅力の発信・PR</p> <p>国内最大の干満差を誇る有明海の潮汐、泥干潟特有の珍しい生き物、日本一の渡来数を誇るシギ・チドリ類、国内最大のシチメンソウ群落地などのほかにない特徴や、特定の季節や時間帯でのみ見ることのできる絶景を、各主体のホームページをはじめ SNS、雑誌、パンフレットなどを通じて国内外に発信し、誘客につなげます。</p>	<p>佐賀市 広報課 観光振興課 環境政策課 佐賀市観光協会</p>
<p>■ 外国人観光客の誘致と来訪者のための滞在環境整備</p> <p>外国人を意識した多言語による情報発信（プロモーションムービー、パンフレット、案内看板）を行います。また、現地で喜ばれる対応などについて調査し、実施の検討を行います。</p>	<p>佐賀市 観光振興課 環境政策課 佐賀市観光協会</p>
<p>■ 干潟よか公園との連携</p> <p>干潟よか公園を含めた「ひがさす」周辺の一体的な利活用の方策を検討し、干潟環境に親しむのとは別目的で訪れた人に対し、干潟に目を向けるきっかけづくりに取り組みます。</p>	<p>佐賀市 南部建設事務所 環境政策課</p>
<p>■ 各種大会行事の視察先としての活用</p> <p>市内で開催される行政や民間の各種大会における視察先として東よか干潟を組み込むなど、佐賀市の魅力を体感できる場所としての定着とリピーターの確保を図ります。</p>	<p>佐賀市 観光振興課 環境政策課 佐賀市観光協会</p>

■ その他の多様な利活用メニューの検討と継続

東よか干潟及びその周辺的环境資源や立地環境、市内のその他観光地との連携など、様々な視点からの利活用メニューを継続実施していくとともに、新たな利活用の方法を検討していきます。

【主な取組内容】

- ・ウォーキング、サイクリングコースの設置とシェアサイクルの設置
- ・下水道マンホールカード(ムツゴロウ)の「ひがさす」での配布 など

主な関係者
 佐賀市 観光振興課
 環境政策課
 歴史・文化課
 上下水道局
 佐賀市観光協会



干潟の祭典シチメンソウまつり

東与賀海岸に群生する塩生植物シチメンソウは、晩秋になると海岸線に赤い絨毯を広げたように鮮やかに紅葉し「海の紅葉」と呼ばれ、晩秋の風物詩となっています。この時期に、地域の農業・水産業・商業を広く紹介し、観光の発展と地域の活性化を図るため、「シチメンソウまつり」を開催しています。

夕暮れコンサート

楽器の演奏を聴きながら茜色に染まった夕暮れの美しい干潟の絶景と秋のひと時を楽しむ「夕暮れコンサート」を開催しています。



シギチフェス

シギ・チドリ類の渡来数日本一を誇る東よか干潟。「春の渡り」が行われる4～5月頃に、たくさんの渡り鳥を見て・感じて、自然豊かな干潟環境を楽しみ、考える「シギチフェス」を開催しています。



ラムサール条約湿地登録周年記念イベント

東よか干潟のラムサール条約湿地登録を記念し祝うとともに、これまでの環境保全とワイズユースの取組を評価し、今後の活動につなげるための記念イベントとして「ラムサール条約湿地登録周年イベント」を開催しています。

干潟よか公園

東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」の隣にある大きな公園です。芝生広場やおもしろ自転車、家族で楽しめる遊具などがたくさん設置されています。「じゃぶじゃぶ池」は夏の水遊びに大人気です。



下水道マンホールカード(ムツゴロウ)

有明海とムツゴロウの関係性をユーモアたっぷりにデザインしたご当地マンホールの蓋を紹介するマンホールカードを、東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」などで配布しています。



基本施策Ⅱ-2. 産業への利活用の推進

施策の方向性

干潟の恵みである水産物や干潟環境の保全の取組によって育まれた農産物を、漁家や農家の所得向上、地域産業の持続的な発展につなげるための仕組みづくりに取り組みます。

東よか干潟の伝統漁法を活用する「東よか干潟の文化や技術の継承」のほか、東よか干潟の取組の資金源として活用が見込まれる「ブルーカーボン・クレジット」の活用可能性の検討を行います。また、「干潟の恵みを感じるラムサールブランド商品の開発、販路の検討」では、これまで検討してきた「シギの恩返し米」の取組の普及等に取り組みます。

取組Ⅱ-2-① 東よか干潟の文化や技術の継承

■ 伝統漁法による前海の幸の持続的利用

ムツゴロウやワラスボなど有明海特有の魚介類を伝統漁法により漁獲し、生活の糧として活用します。また、郷土料理の食材として、干潟の食文化を継承します。

主な関係者

佐賀県有明海漁業協同組合
東与賀町支所

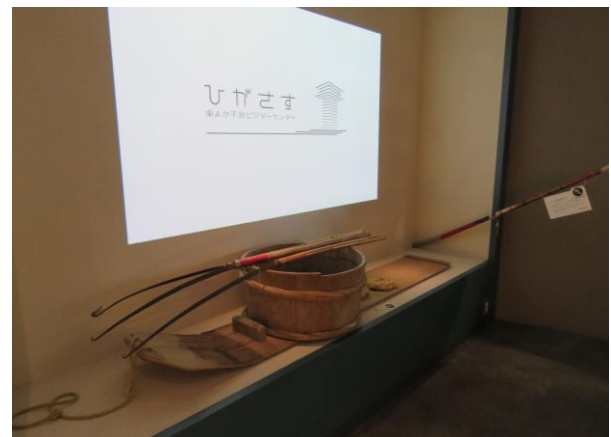
■ 有明海特有の魚介類や伝統漁に使用する漁具の展示と保存

「ひがさす」において、生き物の生体や伝統漁に使用する漁具の展示、企画展の開催等を行い、有明海の特徴と魅力を伝えるとともに、東よか干潟の伝統漁や生物の保全につなげます。

佐賀市 環境政策課



干潟の歴史に関する展示



漁具の展示

取組Ⅱ-2-② 干潟の恵みを感じるラムサールブランド商品の開発、販路の検討

■ 佐賀海苔をはじめとした有明海の幸の販売・PR

東よか干潟及びその周辺を海苔養殖漁場として今後も有効活用していきます。また、ムツゴロウやワラスボなどの干潟の珍しい魚介類の資源維持に努めながら漁獲し、佐賀海苔とともに販売したり、新たな販路の拡大やラムサールブランドとしてPRすることで、海産物への付加価値と水産業の振興を図ります。

主な関係者

佐賀市 水産振興課
佐賀県有明海漁業協同組合
東与賀町支所

<p>■ シギの恩返し米による環境保全型農業の推進</p> <p>シギの恩返し米の生産や、取組の普及啓発に取り組みます。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 東与賀支所</p>
<p>■ シギの恩返し米を通した東よか干潟後背地(農地)を含めた環境保全</p> <p>シギの恩返し米を中心にWWFジャパンや提携販売者との協働した取り組みの普及啓発に取り組みます。</p> <p>【主な取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京の販売店でのPR ・市民参加の水路の生き物調査 ・消費者との交流 	<p>佐賀市 東与賀支所 シギの恩返し米生産部会</p>
<p>■ シギの恩返し米を通した学校現場における教育活動</p> <p>シギの恩返し米の学校給食での提供活動及び学校現場における教育活動に取り組みます。</p>	<p>佐賀市 東与賀支所 シギの恩返し米生産部会 東与賀小学校</p>



シギの恩返し米の栽培
[出典:シギの恩返し米推進協議会 Web ページ]



東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」における
シギの恩返し米販売

取組Ⅱ-2-③ ブルーカーボン・クレジットの活用可能性の検討

<p>■ 東よか干潟ブルーカーボンの機能評価</p> <p>東よか干潟(泥干潟)におけるブルーカーボン機能は明らかにされていないため、継続的な現地調査などを検討します。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課 佐賀大学</p>
--	-------------------------------------



4. 交流・学習 ~学び、つながり、ひろげる~

基本施策Ⅲ-1. 交流・学習活動の推進

施策の方向性

東よか干潟の価値や重要性を多くの人に体感・体験してもらうため、あらゆる世代を対象とした交流・学習の機会を創出します。また、干潟の多様な魅力を総合的に学習するためのプログラムを検討・実施します。さらに、東よか干潟以外の条約湿地との情報交換・交流・連携を推進します。

取組Ⅲ-1-① あらゆる世代を対象とした交流・学習の機会の創出

<p>■ ボランティアガイドの養成・運営による現地ガイドの充実</p> <p>東よか干潟を訪れる人に干潟の価値や魅力を伝える「東よか干潟ボランティアガイド」を養成し、現地に配置します。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ 東よか干潟ラムサールクラブの運営</p> <p>市内小学校4年生～中学校3年生を対象とした、干潟の活動を通じて東よか干潟のすばらしさを多くの人に伝える未来のリーダーを育成します。また、ラムサールクラブ卒業後も東よか干潟との関係を継続できるような仕組みを整備します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ 学校教育現場での学習の取組支援</p> <p>東よか干潟やシチメンソウについて、市内小学校3・4年生のための社会科副読本を整備し、佐賀の誇る財産としての理解を深めます。また、東よか干潟の価値や魅力を現地で体感するプログラムに取り組む市内外の小中学校に対し、ボランティアガイドの配置やワークショップの実施など効果的な学習活動の支援を行います。</p>	<p>佐賀市 環境政策課 学事課 など</p>
<p>■ 探求型・アクティブラーニング型修学旅行の誘致</p> <p>東よか干潟を題材とした事前の学習課題の設定、現地での情報の収集、事後の情報の整理・分析と、とりまとめた内容の発表の一連の活動に取り組む探求型・アクティブラーニング型修学旅行の誘致に取り組めます。</p>	<p>佐賀市 教育委員会 環境政策課 佐賀市観光協会 東よか干潟環境保全及び ワイズユース推進会議構成員</p>
<p>■ 東よか干潟交流塾の開催</p> <p>大人の教養講座として、科学的な知見に根ざした有明海講座を開催します。高校や大学の講座の一環として、ラムサール登録湿地の学習が単位として取得できるレベルの地球環境学の設置などを検討します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課 佐賀大学</p>



東よか干潟ボランティアガイド



東よか干潟ラムサールクラブの活動(1)



東よか干潟ラムサールクラブの活動(2)



東よか干潟ラムサールクラブの活動(3)



地元小中学生の干潟体験(1)



地元小中学生の干潟体験(2)



取組Ⅲ-1-② 多様な視点を取り入れたプログラムの実施・検討

<p>■ 東よか干潟の体験プログラムの開発と実施</p> <p>東よか干潟でじかに干潟の魅力を体感することができる体験メニューを検討するとともに、年間を通じたプログラムを開発します。また、小中学校などの要望に合わせて野鳥観察会などの一般向けのプログラムを実施します。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課 佐賀市観光協会 東与賀まちづくり協議会</p>
<p>■ 様々なニーズに対応した教材、教育プログラムの整備・充実</p> <p>年齢、知識の習熟度、興味のある分野について、個人の希望に添える学習・教育プログラムの整備・充実を図るとともに、特に湿地保全における若者のリーダーシップを確保します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ 東よか干潟周辺環境を活かしたプログラムの開発と実施</p> <p>東与賀海岸での星空観察会や、後背農地周辺水路での淡水魚観察など、東よか干潟周辺の環境を活かした体験プログラムを検討し、実施します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ 東よか干潟や有明海に関する歴史や文化の収集・活用</p> <p>地元東与賀町の干拓の歴史や有明海の干潟漁などを後世に伝えるため、資料や書籍を収集するとともに、佐賀市出前講座のプログラムやラムサールクラブでの学習教材として活用します。</p>	<p>佐賀市 水産振興課 環境政策課 東与賀支所</p>



周辺クリークでの水生生物観察



星空観察会

[出典:佐賀市星空学習館 Web ページ]

取組Ⅲ-1-③ 他の条約湿地との情報交換・交流・連携の推進

<p>■ 子ども湿地交流会への参加と開催</p> <p>国内のラムサール条約湿地で活動する子どもたちとの交流活動に参加します。また、周年行事等で子ども湿地交流会を開催し、他の湿地や国内外に向けて、子ども目線で東よか干潟の魅力を発信する機会を設けます。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課</p>
--	----------------------------

<p>■ ラムサール条約湿地関係市町村会議への参加</p> <p>全国のラムサール条約湿地が所在する市町村で構成される会議に参加し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することにより、地域レベルの湿地保全活動の推進を図ります。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ 有明海ラムサール3湿地の連携推進</p> <p>有明海のラムサール条約登録3湿地（荒尾干潟、東よか干潟、肥前鹿島干潟）における行政及び市民レベルでの情報交換、交流、イベントの共同開催、市民だよりの定期発行などの連携に引き続き取り組みます。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ 国内外の条約湿地などとの交流の推進</p> <p>ラムサール条約湿地や東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ参加地との情報交換や交流を推進し、湿地間の連携とネットワークの構築を強化するほか、姉妹湿地をはじめ、国外湿地との交流・連携を進めます。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ 全国規模のイベントや会議の開催</p> <p>ラムサール条約湿地や湿地の保全などに関する国際会議や国内の大規模会議を佐賀市に誘致し、湿地の管理に携わる様々な国、地方政府、NGO、科学者、民間セクター、地域の人々との情報共有や議論の場を提供します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>



アメリカのクパルック湿地との姉妹湿地締結式



韓国のシナン群の湿地の現地視察・関係者との交流



基本施策Ⅲ-2. 交流・学習拠点の活用

施策の方向性

東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」の交流・学習拠点としての機能を充実させていくため、施設活用のための利便性の確保と、情報発信による認知度の向上を図ります。

また、魅力的な施設展示と体験プログラムの充実を図り、様々な組織や個人の希望に沿った学びの機会を提供します。

取組Ⅲ-2-① 拠点施設の機能拡充と情報発信による認知度の向上

<p>■ 交通手段と交通網の整備</p> <p>東よか干潟へ直接アクセスするための交通手段の確保を検討します。また、現在計画が進められている有明海沿岸道路には東与賀町にインターチェンジが設置される予定であることから、新たな交通網を考慮した干潟への導線と誘客について検討します。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 観光振興課 交通政策課 環境政策課</p>
<p>■ 干潟に関わる主体が常時集い情報交換などが可能な場の確保</p> <p>干潟の環境保全やワイズユースに関わるボランティア、バードウォッチャー、NPO などとの連携や協働を図るため、これらの人が常時集い、情報交換や情報発信が可能な場を確保します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ ひがさす公式ホームページや SNS による情報発信</p> <p>年間を通じて東よか干潟の価値や魅力、季節ごとの見どころ、イベントの開催情報などについて分かりやすく情報発信を行います。また、一般ユーザーに干潟の情報を発信してもらう仕組みを検討し、旬の魅力をリアルタイムで発信する取組を実施します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>



東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」交流スペース
(干潟に関わる主体が常時集い情報交換などが可能な場の一つ)



東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」のホームページ

取組Ⅲ-2-② 施設展示と体験プログラムの充実

<p>■ 専門員の配置と育成 東よか干潟の保全、利活用、交流・学習を担う専門員を「ひがさす」に配置するとともに、専門的な知見を有する人員の育成を図ります。</p>	<p>主な関係者 佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ 市内外の環境学習の場として活用 環境学習の場としての機能を充実し、市内外からの校外学習の場としてのより一層の定着・利用を目指します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>
<p>■ 交流学習施設の連携 佐賀市における環境学習の拠点施設である「佐賀市エコプラザ」と「洞鳴の滝小水力発電活用施設」、「ひがさす」が連携し合うための効果的な学習プログラムを検討・実施します。</p>	<p>佐賀市 環境政策課</p>



東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」施設展示の一部



5. 重点施策

本章で示した取組は、全て目指すべき将来像「未来につなぐ湿地と私たちの暮らし」の実現に必要なものです。中でも、様々な主体が連携しながら統合的に進める取組は、単独で実施する取組よりも大きな相乗効果や波及効果が期待できます。

そこで本計画では、新規に立ち上げる取組で、様々な主体が横断的に関わるもののうち特に初期の体制づくりなど、軌道に乗せるまでに調整が必要な取組「取組Ⅰ-Ⅰ-② 干潟の環境調査の実施」、「取組Ⅲ-Ⅰ-① 探求型・アクティブラーニング型修学旅行の誘致」を着実に実施できるよう、重点施策として設定します。

これらの取組を進めるには、関係者が自らの役割や求められる内容を意識し、スケジュール感を共有する必要があります。

重点施策として設定した取組は 2025(令和7)年度から 2029(令和11)年度の計画期間初期 5年間の作業の概略を設定し、その後は進捗に合わせて内容の見直しを行うこととします。

重点施策Ⅰ. 干潟の環境調査の実施（取組Ⅰ-Ⅰ-②）

干陸化の進む東よか干潟及びその周辺において、環境変化の状況を多面的な視点で把握するとともに、環境変化により発生すると考えられる懸念事項を整理し、その対策や対応方針について検討します。

本計画期間初期の5年間で、検討のための組織の立ち上げ、懸念事項の整理、データ・参考資料の収集、調査計画の作成を行い、以降継続的に監視や順応的対応を行っていくための基盤を構築します。

重点施策Ⅰ 推進計画

主な活動	関係者等	対応年度(予定)				
		2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)
①干潟の環境保全・再生に関する検討部会の設置 東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議として、干陸化など干潟の環境変化に関する対応を検討する部会の設置を検討します。	・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議 構成員	部会構成員は必要に応じて更新				
②環境変化による懸念事項の整理 関係団体等へのヒアリングにより、干陸化に付随する懸念事項を収集・整理します。	・佐賀市環境政策課 ・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議(部会)構成員	必要に応じて適宜実施				
③データ・参考資料の収集 懸念事項を体系的に整理し、それぞれの項目に関連する既存資料、その他地域の参考事例等の収集・整理を行います。	・佐賀市環境政策課 ・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議(部会)構成員	必要に応じて適宜実施				
④調査計画の作成 懸念事項の中から検討すべき事項、もしくは対応の優先順位を設定し、今後の調査計画や検討の手順を整理して、誰が実施するか役割分担を行います。	・佐賀市環境政策課 ・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議(部会)構成員	検討事項の項目別に作成				
⑤調査の実施 調査計画に従い、関係者が分担してデータの収集・環境監視を実施します。	・佐賀市環境政策課 ・調査担当団体	[実施期間]				
⑥結果の報告と評価 部会で年度毎に調査・検討結果の報告を行い、今後の方向性について検討・見直しを行います。その結果については推進会議に報告します。	・佐賀市環境政策課 ・調査担当団体 ・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議(部会)構成員	[報告・評価期間]				



重点施策2. 探求型・アクティブラーニング型修学旅行の誘致（取組Ⅲ-1-①）

近年、文部科学省の教育課程の基準を定める学習指導要領では、主体的・対話的な深い学び（アクティブラーニング）を通じて、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等」を培うことが重要視されています。その手段の一つとして、“探求型・アクティブラーニング型修学旅行”が注目されています。佐賀市においても2024（令和6）年に、「ハルーンフェスタによるまちづくり」による修学旅行の誘致が実現しました。これに加え、今後は東よか干潟を題材とした修学旅行の誘致に取り組みます。

探求型・アクティブラーニング型修学旅行では、事前の課題の設定、現地での情報の収集、事後の情報の整理・分析と、とりまとめた内容の発表の一連の流れが求められます。この流れに対応できる“東よか干潟ならではの”魅力的なプログラムの確立・実施体制の整備が求められます。

重点施策2 推進計画

主な活動	関係者等	対応年度(予定)				
		2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)
①交流・学習を推進するための部会の設置 東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議として、様々な主体が干潟を活用した交流・学習活動の意見交換を行う部会の設置を検討します。	・佐賀市教育委員会 ・佐賀市観光協会 ・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議 構成員					
		← 部会構成員は必要に応じて更新 →				
②市場及び参考事例調査 学校関係者等へのヒアリングにより、修学旅行誘致のニーズやシーズを整理します。また、先行事例等の収集・整理をします。	・佐賀市教育委員会 ・佐賀市環境政策課 ・佐賀市観光協会 ・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議 (部会)構成員					
		← 必要に応じて適宜実施 →				
③修学旅行誘致活動計画の作成 活用可能なコンテンツの抽出、プログラム案の作成、関係者への調整、周知・宣伝方法の検討など、誘致に向けての作業の手順を整理し、誰がいつまでに実施するかの役割分担を行います。	・佐賀市教育委員会 ・佐賀市観光協会 ・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議 (部会)構成員					
		← 結果の評価を受けて毎年見直しを実施				
④作業の実施 修学旅行誘致活動計画に従い、取組を実施します。	・佐賀市教育委員会 ・佐賀市観光協会 ・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議 (部会)構成員					
⑤結果の報告と評価 部会で年度毎に取組実績と成果の報告を行い、今後の方向性について検討、見直しを行います。その結果については推進会議に報告します。	・佐賀市教育委員会 ・佐賀市観光協会 ・東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議 (部会)構成員					



第5章 計画の推進・進行管理

1. 推進体制 68

2. 進行管理 68

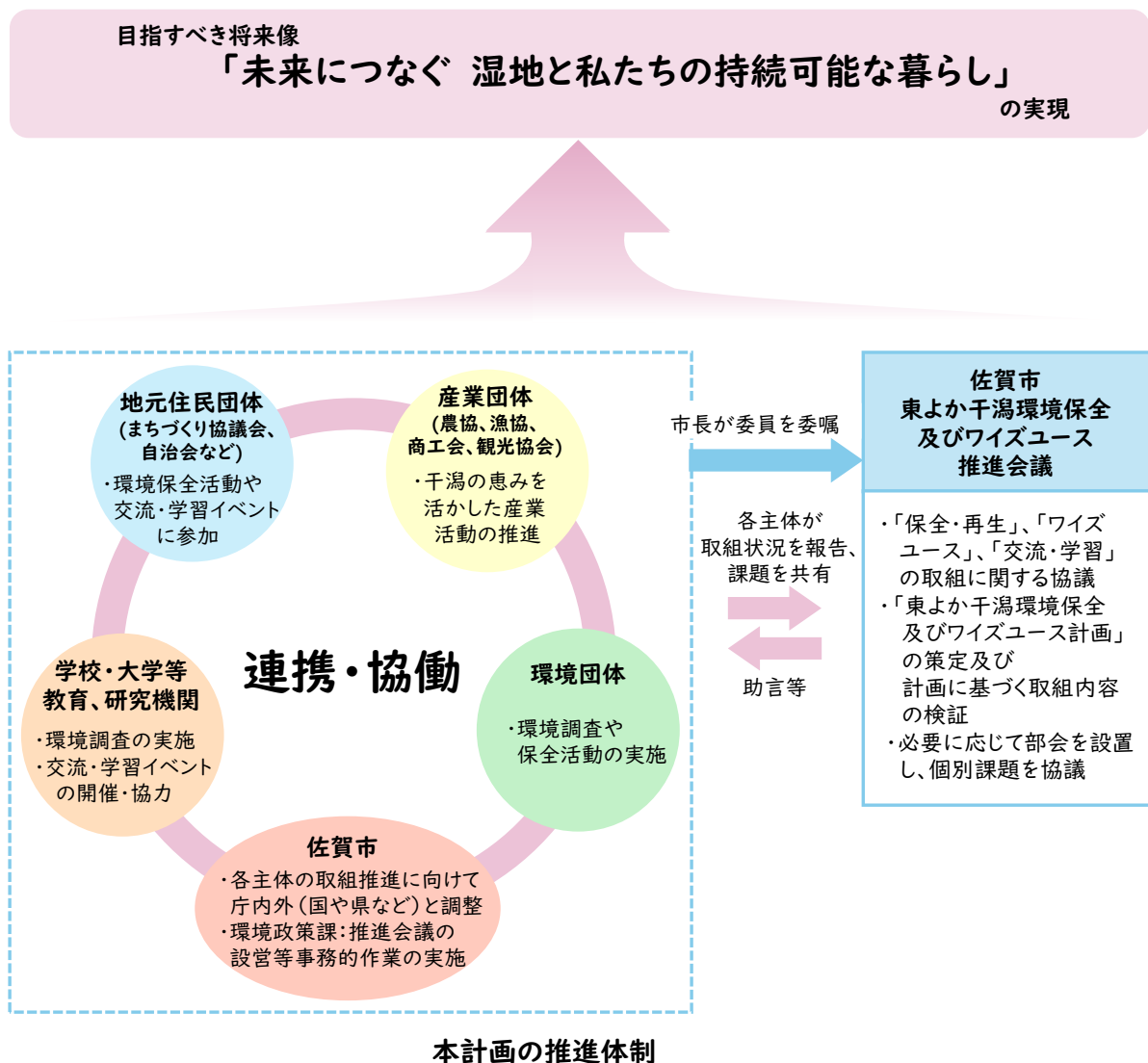


東よか千潟ビジターセンター「ひがさす」と桜

1. 推進体制

本計画に掲げた取組は地元住民団体（まちづくり協議会、自治会など）や産業団体（農協、漁協、商工会、観光協会）、環境団体、学校・大学等教育機関、研究機関、市（行政）がそれぞれ主体的に取り組むと同時に、目指すべき将来像「未来につなぐ 湿地と私たちの持続可能な暮らし」の実現を目指して連携・協働して取組を推進していく必要があります。

そこで、本計画に掲げた取組の進捗確認や新たな課題への対応等について、定期的に関係者相互で協議し合う場として「東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議（以下、“推進会議”と示します。）」を位置付けます。また、個別課題に対して具体的な取組内容を検討するにあたっては、必要に応じて推進会議の下部組織として部会を設置します。推進会議の事務局は佐賀市環境部環境政策課が担います。



2. 進捗管理

本計画の進捗管理として、各取組の代表者が前年度の取組実績と次年度の予定等を取りまとめ、推進会議に報告することとします。また、これらの内容は佐賀市ホームページ等を通じて公表します。



資料編

1. 佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議要綱… 70
2. 2024(令和6)年度推進会議委員名簿…………… 71
3. 計画策定の経緯…………… 72
4. ラムサール条約の条文…………… 73
5. 東よか干潟のこれまでの歩み…………… 84
6. 東よか干潟ラムサール条約登録区域図…………… 85
7. アジア湿地シンポジウム 2017「佐賀ステートメント」…………… 86
8. 第1次計画に掲げた取組の体系と実績…………… 93

1. 佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議要綱

(設置)

第1条 ラムサール条約湿地「東よか干潟」の環境保全及びワイズユースを推進するため、佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 東よか干潟とそこに生息する動植物の保全について協議すること
- (2) 東よか干潟の恵みを生活や産業活動に持続的に活用することについて協議すること
- (3) 東よか干潟を活用した交流・学習について協議すること
- (4) 東よか干潟環境保全及びワイズユース計画の策定及び計画に基づく取組内容を検証すること

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げるもののうち、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域における各種団体の代表者
- (3) 自然環境の保全等に関わる団体の代表者
- (4) 漁業、農業、商業等の振興に関わる団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から翌々年度の年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 推進会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する構成員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の協議の経過及び結果を推進会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



2. 2024(令和6)年度推進会議委員名簿

No	区分	団体名	委員	
			役職	氏名
1	学識経験者	国立大学法人佐賀大学農学部	准教授	郡山 益実
2	地域における各種団体	東与賀まちづくり協議会	会長	富吉 宣仁
3		東与賀自治会長会	会長	富吉 信行
4		シチメンソウを育てる会	会長	石丸 義弘
5	自然環境の保全等に 関わる団体	佐賀自然史研究会	会長	上赤 博文
6		日本野鳥の会佐賀県支部	支部長	宮原 明幸
7	漁業、農業、商業等の 振興に関わる団体	佐賀県農業協同組合東与賀支所	支所長	横尾 保
8		佐賀県有明海漁業協同組合 東与賀町支所	支所長	山田 幸司
9		一般社団法人佐賀市観光協会	専務理事	喜多 浩人
10		佐賀市南商工会	会長	吉村 正
11	その他市長が必要と 認める者	佐賀市立東与賀小学校	校長	田平 浩一
12		佐賀市立東与賀中学校	校長	石井 博善

3. 計画策定の経緯

年	月日	内容
2024 (令和6)	8月8日(木)	令和6年度第1回佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議開催 ・計画策定に関する作業内容やスケジュールの確認 ・第1次計画に掲げた取組の進捗状況評価アンケート調査の実施について協議
	9月26日(木)	令和6年度第2回佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議開催 ・第1次計画に掲げた取組の進捗状況評価アンケート調査結果の中間報告 ・素案(第1章から第3章)について協議
	11月6日(水)	令和6年度第3回佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議開催 ・第1次計画に掲げた取組の進捗状況評価アンケート調査結果の最終報告 ・素案(前回会議で挙げた意見への対応及び第4章から第5章)について協議
	11月26日(火)	令和6年度第4回佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議開催 ・素案の全体について協議
2025 (令和7)	1月8日(水) ～2月6日(木)	パブリックコメントの実施
	2月中旬 (予定)	令和6年度第5回佐賀市東よか干潟環境保全及びワイズユース推進会議開催 ・パブリックコメントを踏まえた素案の修正について協議



4. ラムサール条約の条文

Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat

Ramsar, Iran, 2.2.1971
as amended by the Protocol of 3.12.1982
and the Amendments of 28.5.1987

Paris, 13 July 1994
Director, Office of International Standards and Legal Affairs
United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)

The Contracting Parties,

RECOGNIZING the interdependence of Man and his environment;

CONSIDERING the fundamental ecological functions of wetlands as regulators of water regimes and as habitats supporting a characteristic flora and fauna, especially waterfowl;

BEING CONVINCED that wetlands constitute a resource of great economic, cultural, scientific, and recreational value, the loss of which would be irreparable;

DESIRING to stem the progressive encroachment on and loss of wetlands now and in the future;

RECOGNIZING that waterfowl in their seasonal migrations may transcend frontiers and so should be regarded as an international resource;

BEING CONFIDENT that the conservation of wetlands and their flora and fauna can be ensured by combining far-sighted national policies with co-ordinated international action;

Have agreed as follows:

Article 1

1. For the purpose of this Convention wetlands are areas of marsh, fen, peatland or water, whether natural or artificial, permanent or temporary, with water that is static or flowing, fresh, brackish or salt, including areas of marine water the depth of which at low tide does not exceed six metres.

2. For the purpose of this Convention waterfowl are birds ecologically dependent on wetlands.

Article 2

1. Each Contracting Party shall designate suitable wetlands within its territory for inclusion in a List of Wetlands of International Importance, hereinafter referred to as "the List" which is maintained by the bureau established under Article 8. The boundaries of each wetland shall be precisely described and also delimited on a map and they may incorporate riparian and coastal zones adjacent to the wetlands, and islands or bodies of marine water deeper than six metres at low tide lying within the wetlands, especially where these have importance as waterfowl habitat.

2. Wetlands should be selected for the List on account of their international significance in terms of ecology, botany, zoology, limnology or hydrology. In the first instance wetlands of international importance to waterfowl at any season should be included.

3. The inclusion of a wetland in the List does not prejudice the exclusive sovereign rights of the Contracting Party in whose territory the wetland is situated.

4. Each Contracting Party shall designate at least one wetland to be included in the List when signing this Convention or when depositing its instrument of ratification or accession, as provided in Article 9.

5. Any Contracting Party shall have the right to add to the List further wetlands situated within its territory, to extend the boundaries of those wetlands already included by it in the List, or, because of its urgent national interests, to delete or restrict the boundaries of wetlands already included by it in the List and shall, at the earliest possible time, inform the organization or government responsible for the continuing bureau duties specified in Article 8 of any such changes.

6. Each Contracting Party shall consider its international responsibilities for the conservation, management and wise use of migratory stocks of waterfowl, both when designating entries for the List and when exercising its right to change entries in the List relating to wetlands within its territory.

Article 3

1. The Contracting Parties shall formulate and implement their planning so as to promote the conservation of the wetlands included in the List, and as far as possible the wise use of wetlands in their territory.

2. Each Contracting Party shall arrange to be informed at the earliest possible time if the ecological character of any wetland in its territory and included in the List has changed, is changing or is likely to change as the result of technological developments, pollution or other human interference. Information on such changes shall be passed without delay to the organization or government responsible for the continuing bureau duties specified in Article 8.

Article 4

1. Each Contracting Party shall promote the conservation of wetlands and waterfowl by establishing nature reserves on wetlands, whether they are included in the List or not, and provide adequately for their wardening.



2. Where a Contracting Party in its urgent national interest, deletes or restricts the boundaries of a wetland included in the List, it should as far as possible compensate for any loss of wetland resources, and in particular it should create additional nature reserves for waterfowl and for the protection, either in the same area or elsewhere, of an adequate portion of the original habitat.

3. The Contracting Parties shall encourage research and the exchange of data and publications regarding wetlands and their flora and fauna.

4. The Contracting Parties shall endeavour through management to increase waterfowl populations on appropriate wetlands.

5. The Contracting Parties shall promote the training of personnel competent in the fields of wetland research, management and wardening.

Article 5

The Contracting Parties shall consult with each other about implementing obligations arising from the Convention especially in the case of a wetland extending over the territories of more than one Contracting Party or where a water system is shared by Contracting Parties. They shall at the same time endeavour to coordinate and support present and future policies and regulations concerning the conservation of wetlands and their flora and fauna.

Article 6

1. There shall be established a Conference of the Contracting Parties to review and promote the implementation of this Convention. The Bureau referred to in Article 8, paragraph 1, shall convene ordinary meetings of the Conference of the Contracting Parties at intervals of not more than three years, unless the Conference decides otherwise, and extraordinary meetings at the written requests of at least one third of the Contracting Parties. Each ordinary meeting of the Conference of the Contracting Parties shall determine the time and venue of the next ordinary meeting.

2. The Conference of the Contracting Parties shall be competent:

- a) to discuss the implementation of this Convention;
- b) to discuss additions to and changes in the List;
- c) to consider information regarding changes in the ecological character of wetlands included in the List provided in accordance with paragraph 2 of Article 3;
- d) to make general or specific recommendations to the Contracting Parties regarding the conservation, management and wise use of wetlands and their flora and fauna;
- e) to request relevant international bodies to prepare reports and statistics on matters which are essentially international in character affecting wetlands;
- f) to adopt other recommendations, or resolutions, to promote the functioning of this Convention.

3. The Contracting Parties shall ensure that those responsible at all levels for wetlands management shall be informed of, and take into consideration,

recommendations of such Conferences concerning the conservation, management and wise use of wetlands and their flora and fauna.

4. The Conference of the Contracting Parties shall adopt rules of procedure for each of its meetings.

5. The Conference of the Contracting Parties shall establish and keep under review the financial regulations of this Convention. At each of its ordinary meetings, it shall adopt the budget for the next financial period by a two-third majority of Contracting Parties present and voting.

6. Each Contracting Party shall contribute to the budget according to a scale of contributions adopted by unanimity of the Contracting Parties present and voting at a meeting of the ordinary Conference of the Contracting Parties.

Article 7

1. The representatives of the Contracting Parties at such Conferences should include persons who are experts on wetlands or waterfowl by reason of knowledge and experience gained in scientific, administrative or other appropriate capacities.

2. Each of the Contracting Parties represented at a Conference shall have one vote, recommendations, resolutions and decisions being adopted by a simple majority of the Contracting Parties present and voting, unless otherwise provided for in this Convention.

Article 8

1. The International Union for Conservation of Nature and Natural Resources shall perform the continuing bureau duties under this Convention until such time as another organization or government is appointed by a majority of two-thirds of all Contracting Parties.

2. The continuing bureau duties shall be, *inter alia*:

a) to assist in the convening and organizing of Conferences specified in Article 6;
b) to maintain the List of Wetlands of International Importance and to be informed by the Contracting Parties of any additions, extensions, deletions or restrictions concerning wetlands included in the List provided in accordance with paragraph 5 of Article 2;

c) to be informed by the Contracting Parties of any changes in the ecological character of wetlands included in the List provided in accordance with paragraph 2 of Article 3;

d) to forward notification of any alterations to the List, or changes in character of wetlands included therein, to all Contracting Parties and to arrange for these matters to be discussed at the next Conference;

e) to make known to the Contracting Party concerned, the recommendations of the Conferences in respect of such alterations to the List or of changes in the character of wetlands included therein.

Article 9



1. This Convention shall remain open for signature indefinitely.
2. Any member of the United Nations or of one of the Specialized Agencies or of the International Atomic Energy Agency or Party to the Statute of the International Court of Justice may become a Party to this Convention by:
 - a) signature without reservation as to ratification;
 - b) signature subject to ratification followed by ratification;
 - c) accession.
3. Ratification or accession shall be effected by the deposit of an instrument of ratification or accession with the Director-General of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (hereinafter referred to as "the Depository").

Article 10

1. This Convention shall enter into force four months after seven States have become Parties to this Convention in accordance with paragraph 2 of Article 9.
2. Thereafter this Convention shall enter into force for each Contracting Party four months after the day of its signature without reservation as to ratification, or its deposit of an instrument of ratification or accession.

Article 10 bis

1. This Convention may be amended at a meeting of the Contracting Parties convened for that purpose in accordance with this article.
2. Proposals for amendment may be made by any Contracting Party.
3. The text of any proposed amendment and the reasons for it shall be communicated to the organization or government performing the continuing bureau duties under the Convention (hereinafter referred to as "the Bureau") and shall promptly be communicated by the Bureau to all Contracting Parties. Any comments on the text by the Contracting Parties shall be communicated to the Bureau within three months of the date on which the amendments were communicated to the Contracting Parties by the Bureau. The Bureau shall, immediately after the last day for submission of comments, communicate to the Contracting Parties all comments submitted by that day.
4. A meeting of Contracting Parties to consider an amendment communicated in accordance with paragraph 3 shall be convened by the Bureau upon the written request of one third of the Contracting Parties. The Bureau shall consult the Parties concerning the time and venue of the meeting.
5. Amendments shall be adopted by a two-thirds majority of the Contracting Parties present and voting.
6. An amendment adopted shall enter into force for the Contracting Parties which have accepted it on the first day of the fourth month following the date on which two thirds of the Contracting Parties have deposited an instrument of acceptance with the Depository. For each Contracting Party which deposits an instrument of

acceptance after the date on which two thirds of the Contracting Parties have deposited an instrument of acceptance, the amendment shall enter into force on the first day of the fourth month following the date of the deposit of its instrument of acceptance.

Article 11

1. This Convention shall continue in force for an indefinite period.
2. Any Contracting Party may denounce this Convention after a period of five years from the date on which it entered into force for that party by giving written notice thereof to the Depositary. Denunciation shall take effect four months after the day on which notice thereof is received by the Depositary.

Article 12

1. The Depositary shall inform all States that have signed and acceded to this Convention as soon as possible of:
 - a) signatures to the Convention;
 - b) deposits of instruments of ratification of this Convention;
 - c) deposits of instruments of accession to this Convention;
 - d) the date of entry into force of this Convention;
 - e) notifications of denunciation of this Convention.

2. When this Convention has entered into force, the Depositary shall have it registered with the Secretariat of the United Nations in accordance with Article 102 of the Charter.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized to that effect, have signed this Convention.

DONE at Ramsar this 2nd day of February 1971, in a single original in the English, French, German and Russian languages, all texts being equally authentic* which shall be deposited with the Depositary which shall send true copies thereof to all Contracting Parties.

* Pursuant to the Final Act of the Conference to conclude the Protocol, the Depositary provided the second Conference of the Contracting Parties with official versions of the Convention in the Arabic, Chinese and Spanish languages, prepared in consultation with interested Governments and with the assistance of the Bureau.



特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (昭和五五・九・二二 条約二八)

注 平六・四・二九条約一改正現在

締約国は、

人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、

水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、

湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、

湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、

水鳥が、季節的移動に当たって国境を越えることがあることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、

湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

- 1 この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が六メートルを超えない海域を含む。
- 2 この条約の適用上、水鳥とは、生態学上湿地に依存している鳥類をいう。

第二条

- 1 各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第八条の規定により設けられる事務局が保管する。）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であつて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が六メートルを超える海域であつて湿地に囲まれているものを含めることができる。
- 2 湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上又は水文学上の国際的重要性に従つて、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとつていずれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである。
- 3 登録簿に湿地を掲げることは、その湿地の存する締約国の排他的主権を害するものではない。

- 4 各締約国は、第九条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも一の湿地を指定する。
- 5 いずれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し、既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。
- 6 各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

第三条

- 1 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。
- 2 各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

第四条

- 1 各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。
- 2 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。
- 3 締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。
- 4 締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。
- 5 締約国は、湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓練を促進する。

第五条

締約国は、特に二以上の締約国の領域に湿地がわたっている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保存に関する現在及び将来の施策及び規制について調整



し及びこれを支援するよう努める。

第六条

- 1 この条約の実施について検討し及びこの条約の実施を促進するため、締約国会議を設置する。第八条1の事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り三年を超えない間隔で締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の少なくとも三分の一が書面により要請する場合には特別会合を招集する。締約国会議の通常会合は、次回の通常会合の時期及び場所を決定する。
- 2 締約国会議は、次のことを行う権限を有する。
 - (a) この条約の実施について討議すること。
 - (b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること。
 - (c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第三条2の規定により通報されるものについて検討すること。
 - (d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行うこと。
 - (e) 湿地に関係のある事項であつて本来国際的性格を有するものについての報告及び統計を作成するよう関係国際機関に要請すること。
 - (f) この条約の実施を促進するため、その他の勧告又は決議を採択すること。
- 3 締約国は、湿地の管理につきそれぞれの段階において責任を有する者が湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する1の会議の勧告について通知を受けること及びこれらの者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。
- 4 締約国全議は、会合ごとに手続規則を採択する。
- 5 締約国会議は、この条約の財政規則を定め及び定期的に検討する。締約国会議は、通常会合ごとに、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で、次期の財政期間についての予算を採択する。
- 6 締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国が全会一致の議決で採択する分担率に従つて、予算に係る分担金を支払う。

第七条

- 1 前条1の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適当と認められる分野において得られた知識及び経験により湿地又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。
- 2 会議に代表を出席させる各締約国は、一の票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決で採択する。

第八条

- 1 自然及び天然資源の保全に関する国際同盟は、他の機関又は政府がすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で指定される時まで、この条約に規定する事務局の任務を行う。
- 2 事務局は、特に、次の任務を行う。
 - (a) 第六条1の会議が招集されかつ組織されるに当たつて助力すること。
 - (b) 国際的に重要な湿地に係る登録簿を保管すること及び登録簿に掲げられている湿地に関する追加、拡大、廃止又は縮小につき第二条5の規定により締約国が行う通報を受けること。
 - (c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関し第三条2の規定により締約国が行う通報を受けること。
 - (d) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び次回の会議においてこれらの事項が討議されるように取り計らうこと。
 - (e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を関係締約国に周知させること。

第九条

- 1 この条約は、署名のため無期限に開放しておく。
- 2 国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。
 - (a) 批准につき留保を付さないで署名すること。
 - (b) 批准を条件として署名した後、批准すること。
 - (c) 加入すること。
- 3 批准又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託することによつて行う。

第十条

- 1 この条約は、前条2の規定に基づいて七の国がこの条約の締約国となつた後四箇月で効力を生ずる。
- 2 その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後四箇月で各締約国について効力を生ずる。

第十条の二

- 1 この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従い招集される締約国の会合において改正することができる。



- 2 いずれの締約国も、改正を提案することができる。
- 3 改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機関又は政府（以下「事務局」という。）に通報するものとし、事務局は、速やかにこれらをすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から三箇月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。
- 4 事務局は、締約国が三分の一以上が書面による要請をした場合には、3の規定に従って通報された改正案を検討するための締約国の会合を招集する。事務局は、会合の時期及び場所について締約国と協議する。
- 5 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。
- 6 採択された改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後四番目の月の初日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。締約国の三分の二が改正の受諾書を寄託した日の後に改正の受諾書を寄託する締約国については、改正は、当該受諾書が寄託された日の後四番目の月の初日に効力を生ずる。

第十一条

- 1 この条約は、無期限に効力を有する。
- 2 いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から五年の期間が満了した後は、寄託者が書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、寄託者がその通告を受領した日の後四箇月で効力を生ずる。

第十二条

- 1 寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。
 - (a) この条約の署名
 - (b) この条約の批准書の寄託
 - (c) この条約の加入書の寄託
 - (d) この条約の効力発生の日
 - (e) この条約の廃棄の通告
- 2 寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第百二条の規定により、この条約を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十一年二月二日にラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本一通を作成した。これらは、すべてひとしく正文とする。原本は、預託者に寄託するものとし、寄託者は、その真正な謄本をすべての締約国に送付する。

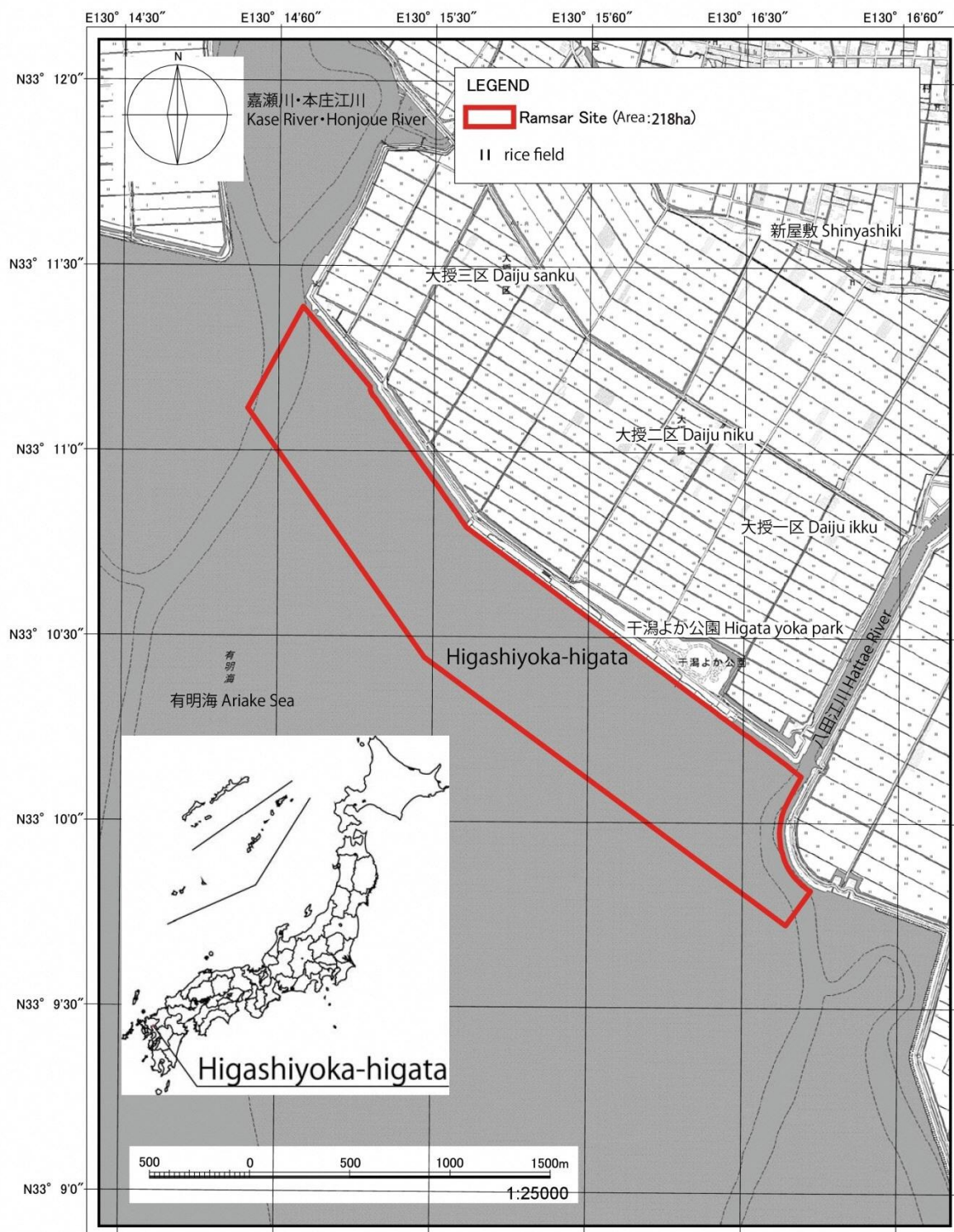
5. 東よか干潟のこれまでの歩み

2004(平成16)年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が選定した国内登録候補地54カ所に大授搦が選ばれる。 ・環境省が佐賀県、東与賀町に大授搦の条約登録について打診。
2005(平成17)年	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産業への影響、佐賀空港におけるバードストライクへの懸念から、佐賀県が条約登録は困難と判断。
2007(平成19)年	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市と東与賀町が合併し佐賀市となる。
2010(平成22)年	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が再度、国内172候補地を選定。大授搦も再度選ばれる。
2012(平成24)年	<ul style="list-style-type: none"> ・荒尾干潟(熊本県荒尾市)が条約登録。 ・環境省が佐賀市に大授搦の条約登録について打診。
2013(平成25)年	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市が庁内検討組織として「ラムサール条約登録検討委員会」を設置。 ・佐賀市において条約及び登録による影響等を調査研究した結果、登録を目指すことを決定。 ・以降、地元住民や関係者の協力を得ながら、登録に向けた取組を実施。
2014(平成26)年	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区指定計画書の作成。 ・佐賀市が「ラムサール条約登録検討委員会」に替えて「ラムサール条約登録湿地利活用検討会議」を設置。
2015(平成27)年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省による国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定に係る公聴会の開催。
4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が中央環境審議会に、国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定について諮問。差し支えない旨の答申。 ・環境省が中央環境審議会に、ラムサール条約第12回締約国会議にあわせて、東よか干潟をラムサール条約に登録することについて報告。
4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・官報告示:国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定。
5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・官報告示:特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1に規定する湿地として東よか干潟を指定。
※5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・東よか干潟がラムサール条約湿地登録簿に掲載。 ※スイス(条約事務局所在地)時間。日本時間では5月29日 ※肥前鹿島干潟(佐賀県鹿島市)も同時に登録
※6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約登録認定証授与式 ※現地(ウルグアイ東方共和国(プンタ・デル・エステ))時間
7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約湿地登録記念イベントを開催。
2016(平成28)年 5月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワークへ参加。 ・ラムサール条約湿地登録1周年記念イベントを開催。
2017(平成29)年 11月7日~11日	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回アジア湿地シンポジウム2017(AWS2017)が佐賀市で開催。 ・AWS2017公開シンポジウムin佐賀を開催。
2020(令和2)年 10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」開館。
2023(令和5)年 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ合衆国内務省土地管理局と、東よか干潟及びクパルック湿地(Qupaluk)の姉妹湿地提携に関する覚書を締結。



6. 東よか干潟ラムサール条約登録区域図

Name of Ramsar Site : Higashiyoka-higata



地図の座標は、平面直角座標系第2系 (JGD2000) を採用

7. アジア湿地シンポジウム 2017 「佐賀ステートメント」

佐賀ステートメント（本文・和訳）

前文

1. 過去 25 年の間に、日本、マレーシア、インド、ベトナム、中国およびカンボジアで開催されたアジア湿地シンポジウム（Asian Wetland Symposium: AWS）が、アジアにおける湿地の理解に貢献し、国内外の湿地政策や計画に影響を与え、湿地の保全と賢明な利用を促進してきたことを**認識**し、さらに、1992 年から 2017 年までの間の過去 7 回の AWS で採択されてきた宣言と AWS の変遷に関する文書を**認識**し、
2. 11 月 7 日から 11 日まで、「湿地と持続可能な暮らし」をテーマに、アジアの湿地保全に関連した成果、実践、進歩、課題の総括と湿地の保全および賢明な利用を主流化するために今後何をすべきかについて検討することを全体目標として、27 の国と地域から 470 名の参加者を迎え佐賀市で開催された AWS2017 の重要性を**認識**し、
3. 九州地方に位置する有明海に面する佐賀市において、ラムサール条約登録湿地である干潟（荒尾干潟、肥前鹿島干潟、東よか干潟）が価値ある生態系サービスを提供し、伝統的に地元住民によって利用され、のちに、佐賀水宣言の採択に至ったことに**注目**し、
4. 気候変動による災害の影響の深刻化、アジアは世界で最も災害の多い地域という事実、そして 2017 年 7 月の九州北部豪雨による被害を**認識**し、
5. 生物多様性に関する愛知目標（Aichi Biodiversity Targets）、仙台防災枠組 2015-2030（Sendai Framework on Disaster Risk Reduction 2015-2030）、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）、および、ラムサール条約、生物多様性条約、国連気候変動枠組条約のパリ協定などの関連する国際条約・取極を**想起**し、
6. 基調講演、9 つの口頭発表セッション、有明海のラムサール条約登録湿地を含む重要な干潟へのフィールドビジットを**認識**し、有明海セッション、ユースセッション、市長円卓会議、参加型ポスターセッションといった AWS の革新的なセッションを通して、多様な利害関係者と世代間の積極的なコミュニケーションが促進されたことを**認識**し；そして、
7. 相互対話型かつ参加型のポスターセッションの有用性を**認識**し、当該セッションが、多様な世代間、利害関係者間、文化間、学問分野間の障壁を克服する効果的な学び合いを促進するだけでなく、将来の現場での行動を支援することを**認識**し、

我々、AWS2017 の参加者は、以下のことを宣言する；

1. 湿地間の連携とネットワーク構築を強化する

我々は、市長円卓会議で示された、優良な事例および失敗の事例、並びに各地のチャンピオン（地元の牽引者）によって触発された効果的な湿地の保全と賢明な利用のために、共通の特徴と背景を有するラムサール条約登録湿地および他の湿地間の協力および協働（地元、国内および国際社会間）の重要性を確認する。



2. 沿岸湿地生態系を保全するために包括的な取組を確実なものとする

我々は、地域における他の沿岸域での大規模な開発に起因する深刻な被害を含む有明海の歴史および現在も継続している研究から、景観レベルで包括的な取組が行われなければならないことを学んだ。また、我々は、アジア全域の沿岸湿地生態系を保全し、回復させるためには、適切な規模で取り組む必要がある。

3. 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）を実行に移す

我々は、伝統的な手法や科学的知見を組み合わせ、研究を通じてその有効性を定量化しながら、Eco-DRR を現場において実践することの重要性を認識し、国家や地方レベルにおける政策、法的枠組み、行政的措置に EcoDRR を組み込むことを追求する。

4. 都市の湿地を保全し、復活させる

我々は、生態系サービスを提供し、人間と自然とのつながりを維持・再構築している都市と都市周辺の湿地の重要な役割を認識する。したがって、我々は、都市における湿地を、健全な生態系として保全・復元できるように、都市の土地利用計画や法的な枠組み、都市の意思決定者のための CEPA に組み込むよう要請するとともに、民間開発者が優良な事例を採用することを奨励する。

5. 責任のある湿地観光を推進する

我々は、韓国のスンチョン湾やインドのチリカ湖などの事例から、湿地生態系の保全こそが、責任のある、真に持続可能な観光の推進に寄与することを特筆する。これらの好事例は、地域の経済発展と湿地保全を達成するモデルとなりうる。

6. 地域の湿地産品振興策を推進する

我々は、ラムサールロゴ等による認証を活用した適切なブランド化など今回紹介された多数の優良事例から、持続可能な農林水産業が、高付加価値農林水産物の供給を通じて、地域経済振興に資するだけでなく、湿地の維持や回復に資することを学んだ。

7. 湿地保全における若者のリーダーシップを確保する

我々は、若者達が多様なステークホルダーと意見交換を行い、ネットワークを構築し、様々な湿地保全活動に積極的に参加する力を有していることを認識する。AWS が引き続き湿地の効果的な管理に核心的な貢献をしよう、若者達が今後の AWS の開催において、更なるリーダーシップを発揮することを期待する。

8. 保全活動の推進に直結する、CEPA 活動を推進する

我々は、継続的な資金と十分な能力を有するスタッフによる、系統だった、目的が明確で、

長期にわたり継続することができる CEPA 活動を実施していくことが重要であることに同意する。それは、現場における積極的な湿地保全の成果に直結する。我々は、既存の組織とパートナーシップを通して、これらの優良事例を地域で参考にし、広めていく必要がある。

我々は、ラムサール条約のすべての締約国、組織、参加者および関係市民に対し、AWS がはじめて開催されてからの 25 年間の蓄積を踏まえて、AWS が将来とも重要な役割を果たし続けるために、継続して AWS の開催を確保することを要請する。

最後に、2017 年 11 月 7 日から 11 日、佐賀においてアジア湿地シンポジウムを滞りなくホストした日本政府、佐賀県、熊本県、佐賀市、鹿島市、荒尾市、ラムサール条約東アジア地域センターおよびすべての後援者と協賛者に感謝する。

そして、我々は、次回のラムサール条約アジア地域会合および 2018 年 10 月にドバイで開催される同条約第 13 回締約国会議に、本ステートメントを伝達するよう、AWS 主催者が日本政府の支援と助力を要請するよう求める。

2017 年 11 月 10 日、佐賀

佐賀ステートメント（付属資料・和訳）

佐賀ステートメント本文には、アジア湿地シンポジウム 2017（AWS2017）における全てのセッションの中から最も重要なメッセージを盛り込んでいる。本付属資料には、佐賀ステートメント本文には含まれなかったが、各セッションにおいて議論された重要なポイントや具体例等についてまとめている。

有明海（フィールドビジットを含む）

1. 干潟は多くの生き物だけでなく、湿地の賢明な利用を通じて生まれた多様な文化をも育んでいる。真に持続可能な社会を実現させるためには、私たちは豊かな生物多様性と共に、干潟によって育まれた文化についても、次世代に引き継いでいかなければならない。
2. 有明海を巡る佐賀コース、鹿島コース、荒尾コースの 3 種類のフィールドビジットが実施された。佐賀コースを通じて、私たちは、観光客が川から干潟へとつながる生態系だけでなく、湿地の賢明な利用や文化的価値についても包括的に学ぶことができる魅力あるエコツーリズムプログラムの潜在性を認識した。鹿島コースでは、湿地が水質の浄化において重要な役割を果たしていること、またその恩恵を受けて地元経済の主要な柱の一つである日本酒産業が発展していることを認識した。荒尾コースでは、私たちは、より持続的な地域経済の発展のためには、観光業のみに依存するのではなく、複数の収入



源を模索することの重要性を認識した。有明海は、カニや魚、海苔などといった豊かな湿地の産物に恵まれており、こうした湿地関連産業と観光業を結びつけることにより、地域の持続的な経済発展を促進することができる。加えて、かつて(日本の江戸時代に)約400年間使用された伝統的な干拓技術が、近代的な干拓技術と比べて、より低コストであり、また環境に優しい技術であることを認識した。

湿地と防災・減災/気候変動

1. 特にアジア地域において、気候変動による災害の影響が増大していること、また湿地が、生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR)及び気候変動の緩和・適応において、大きな潜在的能力を有することを踏まえ、私たちは国際的な連携をさらに強化し、科学的・伝統的な地域に根差した知識、そして優良・失敗事例の共有を推進していくべきである。
2. マングローブ林や海草藻場(「ブルーカーボン」)、泥炭地等が巨大な炭素貯蔵庫であることを認識し、私たちは湿地や流域からの炭素放出量を削減するため、更なる研究や効果的な対策を実行に移すべきである。土壌浸食を抑制する「チェックダム」や、野焼きを伴わない農業技術の導入などが、気候変動緩和のための具体的な方策の例として挙げられた。
3. 近年の社会・経済・環境を取り巻く状況の急速な変化を踏まえ、コミュニティによる順応的な管理を実現させるためにも、地域住民による自治体制を強化することが重要である。地域住民による自治体制を強化するため、地域住民や脆弱なコミュニティが活動計画等を策定する際、効果的なファシリテーションを通じて、彼ら自身が意思決定プロセスに参加する機会を十分に提供するべきである。

湿地と政策/変化/国際協力

1. 私たちはアジア・大洋州地域における多数の湿地が国境を跨ぐことを認識し、湿地に関するモニタリングデータを国際的なネットワークを通じて共有すること、それらのデータが、アジア太平洋の地域・国際協力を通して、問題点の特定や湿地保全のための協働の推進のために効果的に活用されることを提言する。
2. クロツラヘラサギの保全活動の経験から、ファッショングッズのような若者達にとって魅力的なもの、またはソーシャルネットワーキングサービス等といった日常的に使用するものを活用することが、多様かつ多世代にわたるステークホルダーを結びつけることにつながり、またそれらが地域・国際協力の基盤を構築する上で役立つことを提言する。

湿地と自然資源の利用/農業/漁業/食料の確保

1. 脆弱なコミュニティの生計への気候変動による影響が増大している現状を踏まえ、私たちは気候変動に対抗できる持続可能な農業・漁業の技術(例:節水型農業等)を開発し、アジア・大洋州地域全体に普及させていくべきである。

2. フィジーにおける、地域により管理されている海洋区（LMMA）は、いわゆる「里海」の一種である。この海洋区管理の経験から、伝統的なガバナンスに基づき、伝統的知識、慣習的土地利用権・資源へのアクセス、伝統的な意思決定プロセス・社会的ネットワーク等を取り入れたコミュニティの主導による湿地管理は、住民のプライド、当事者意識、順応的能力の向上、及びコミュニティの集会的な取り組みの推進を通じた持続可能な湿地管理に寄与することを認識する。
3. コウノトリ米を生産する優良事例から学んだのは、私たちは農業・漁業の景観の中に野生生物の生息環境を回復させる技術（例：オタマジャクシ等のためにより長い期間にわたり水田から水を抜かない等）をさらに開発し、普及することにより努力しなければならないということである。

都市の湿地

本セッションにおける議論の重要なポイント等は、全て佐賀ステートメントの本文に記載されている。

湿地と若者

1. 私たち若者は、学校、公民館、病院、養護施設等の公的な場所において、歌や踊り、料理、描画、文化祭等での展示物作成などといった多様かつ魅力的な活動を積極的に実施し、環境意識があまり高くない人々に対する CEPA 活動の促進のために更なる努力をすべきである。
2. 私たち若者は、将来湿地保全のためにより大きな貢献ができるよう、私たち自身の知識やスキルを磨くことの重要性を認識する。私たちは、湿地保全に関わるボランティア活動やインターンシップへの積極的な参加を通じて、プロフェッショナルから、科学的知識のみならず、コミュニケーション/プレゼンテーション/ファシリテーションスキルなどを習得できるよう更なる努力を行っていく。

湿地と持続可能な観光

1. 過去の経験から、私たちは、地域の自然資源に関し豊富な知識を有する地元コミュニティが、観光による自然生態系への負の影響を軽減する上で重要な役割を担う可能性があることを学んだ。したがって、責任ある観光を推進していく上では、地元コミュニティの参加をさらに進めていく必要がある。
2. ラムサール条約を踏まえ、私たちは観光客に対し、湿地での五感を使った原体験の機会（例：湿地から直接収穫された食べ物を味わう等）を提供することを提言する。湿地での原体験は、観光客と湿地との絆を強化し、観光客の湿地保全及び賢明な利用への意欲を高めることに寄与するためである。
3. 入場料の回収、カニ銀行（カニの個体数を増やしそれらを観光資源として活用する取り組み。通称「クラブ・バンク」）、生態系サービスへの支払い制度の活用は、持続可能な



観光を通じて湿地の保全と収入創出の両立を実現する好事例として挙げられる。他方、適切な法的規制や環境モニタリングの実施も、責任ある観光を確実に進めていく上では重要である。

4. 世界観光機関（World Tourism Organization）が定める「持続可能な観光」の正式な定義が適切に使用されていないことを踏まえ、正しい定義が十分に普及するよう更なる努力が必要である。

湿地と文化

1. 文化は、活用されていない、忘れられた湿地からは生まれにくい。湿地の文化は長い年月をかけなければ生まれにくい。湿地の文化が存在することは、湿地が賢明に利用されてきた証である。
2. 主要な生態系サービス（供給・調整・文化的サービス）のうち、食糧、水、住居、衣服の供給を含む供給サービスは、全て文化と深く結びついていることに注目すべきである。
3. 湿地は、その土地にしかない、地元の人々にとってのシンボリックな価値を有する。こうした地元のシンボルとしての価値は、ボトムアップ・アプローチによる湿地保全を進めていくにあたり、最も強力な推進力となる可能性がある。
4. 季節性という制約を持つ自然だけではなく、文化もより多くの観光客を集め、持続可能な観光を推進する上で、欠くことのできない要素である。
5. アジアにおける湿地の文化の特徴を明確にするためにも、他地域における湿地の文化との比較を行うことが次なる重要な一歩となる。

湿地とコミュニケーション・能力養成・教育・参加・普及啓発（CEPA）

1. 湿地センターは、人々と野生生物が触れ合う場であるとともに、湿地保全に資するコミュニケーション・能力養成・教育・参加・普及啓発（CEPA）に関する様々な活動が行われる場である。ラムサール条約は、湿地センターが、湿地の保全と賢明な利用について学ぶうえで鍵となる場であり、また第4次ラムサール戦略計画 2016-2024（ラムサール条約第12回締約国会議決議 XII.9）を実行に移す活動を促進する働きをするものと認識している。湿地センターは、メッセージを伝え、湿地保全へ向けた人々の行動変容や活動を促進するための重要な原動力である。
2. 湿地センターは、湿地センターのネットワークに加わることで、その影響力を最大限にすることができる。そのネットワークを通じ、専門的知見、資源、経験や優良事例などをネットワークのメンバー間で共有することができる。湿地センターは地方レベル、国レベル、そして国際的なレベルにおいてつながることができる。Wetland Link International（WLI）は、各国の湿地センターの世界的なネットワークであり、既設及び新設の湿地センターの発展を支援している。WLI-Asia は、アジア地域におけるメンバー国間の協調を促進している。ラムサール条約東アジア地域センター（RRC-EA）は、現在 WLI-Asia の事務局機能を担っている。

湿地と生物多様性

1. 生物多様性がより豊かな場所において、農業・漁業の生産性がより高いことが示唆された研究の結果を踏まえ、私たちは生物多様性からもたらされる生態系サービスを維持することが、農業や漁業を長期的に維持していく上での基盤となることを認識する。
2. (島根県・鳥取県にまたがる) 中海での経験から、私たちは開発事業による湿地への負の影響を防ぐこと、また湿地をラムサール条約登録湿地として指定することにおいて、地元コミュニティによる運動が重要な役割を果たしうることを確認する。しかしながら、ステークホルダー間の調整が必ずしも十分に行われていないことから、コミュニティによる湿地管理のみでは、湿地の劣化を防ぐには十分とは言えない。長期的に湿地を保全していくためには、政治、経済、社会、及び技術的なアプローチを組み合わせ、包括的な戦略が必要である。



8. 第1次計画に掲げた取組の体系と実績

下表の「取組実績自己評価」の凡例は、以下のとおりです。

○：取組の関係者の全てが第1次計画の期間内に取組を“概ね実施できた”と回答

×：取組の関係者の全てが“ほとんど実施できなかった”と回答（未回答を含む）

△：取組の関係者の一部が取組を“ほとんど実施できなかった”と回答、または一部関係者が実績を未回答

—：取組の関係者の全てが実績を未回答

柱	対応の方向性	取組活動	取組名称	取組実績自己評価
保全・再生	「保全・再生」に関わるこれまでの取り組みの継続実施	海岸清掃活動	海岸清掃イベント・キャンペーンの開催支援	○
			市民団体・ボランティア団体による清掃活動	○
			市職員による海岸の随時監視と清掃	○
		シチメンソウ保全活動	シチメンソウを育てる会による保全活動	△
		環境調査	モニタリングサイト1000（環境省）による基礎情報の収集	○
			渡来する野鳥の種数の記録と野鳥観察会の実施	○
			干潟の底生生物調査	○
			シチメンソウ底質塩分環境調査	○
		カニ類の生態調査	○	
	定期的な生態系モニタリング調査の実施	環境データの集約・蓄積	現在の取組活動の継続実施	—
			各種調査データ・記録の確認・集積	○
			東よか干潟周辺に生育する植物調査など	○
		環境評価・対応のしくみづくり	干潟環境の総合的な調査、現状把握、評価、検討、取組のしくみづくり	×
		干潟に繁茂するイセウキヤガラ対策の検討	×	
		底生生物調査で判明した外来種対策の検討	×	
	海岸漂着物による生物の生息環境などへの影響の対策	干潟の動植物への影響調査	海岸漂着物が干潟の動植物に与える影響について調査し対策を検討	×
	干潟へ流入する河川の流域全体での保全のあり方の検討	漂着物の流入源対策	海岸漂着物の現状を知ってもらうための広報活動	○
「佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づく実施・補助制度の活用（「佐賀市災害廃棄物処理計画」に基づく適切な処理）			○	
「森・里・川・海」が一体となった干潟の環境保全対策			○	
潟泥の堆積状況の把握と中長期的な対応の検討	検討体制の構築	関係機関との協議の場の設置	×	
ワイズユース	「ワイズユース」に関わるこれまでの取り組みの継続実施	漁業利用	伝統漁法による持続的利用	○
			佐賀海苔の養殖	○
	バードウォッチング利用	定例探鳥会の実施	—	
	有明海産物の活用	有明海産物のレシピの開発、食のイベントの実施	×	
		有明海や干潟に関連する商品の販売	○	
	イベントの開催	干潟の祭典シチメンソウまつりの開催	○	
		夕暮れコンサート&干潟の十五夜を観る会の開催	○	
		ラムサール条約湿地登録周年記念イベントの開催	×	
	今後整備する拠点施設を核としたイベントの実施	○		

柱	対応の方向性	取組活動	取組名称	取組実績 自己評価
ワイズユース	他にはない特長を活かした観光客の誘致促進	多方面へのPR	広大な干潟の風景、干潟の生き物、野鳥、シチメンソウなど、現在の特長を生かしたPR	○
			シティプロモーションムービーの制作（有明海関係）	○
			外国人へのPR	△
			各種大会行事の視察先としての活用	△
		受け入れ体制の整備	現地ガイドの充実	○
			干潟来訪の新たな魅力の創造	○
			干潟体験プログラムの開発	×
	市内観光地との連携	市内の他の観光地との連携	○	
	現地におけるレクリエーション機能の充実	立地に即した活用の検討	干潟よか公園との連携	○
			これまでにはない視点での周辺環境の利活用	○
	新たな魅力の発信・発掘による新規来訪者の獲得	魅力の発信	ロケ地などとしての利活用	△
			潜在的絶景ポイントの発掘とPR	○
			リアルタイムによる旬の魅力の発信	×
			有明海の生物オブジェ・下水道マンホール蓋の活用	×
		魅力の発掘	ウォーキングやサイクリングなどの健康と観光をミックスした新たなメニューの開発	△
			外国人に喜ばれる仕掛けづくり	×
	東よか干潟の文化や技術の継承	記録と継承	干拓や有明海の干潟漁の歴史	△
			有明海特有の魚介類や伝統漁に使用する漁具の展示と保存	○
			東よか干潟や有明海に関する先人の言い伝えや知恵の記録	△
	干潟の恵みのブランド化による地域産業の振興	農水産業ブランドの確立	「シギの恩返し米プロジェクト」の推進	△
			佐賀海苔をはじめとした有明海の幸のPR	△
土産物の開発と販路の開拓			△	
交流学習	「交流・学習」に関わるこれまでの取り組みの継続実施	学習機会の創出	東よか干潟ラムサールクラブの運営	○
			子ども湿地交流会への参加及び開催	×
			東よか干潟自然観察会の開催	△
			小中学校の学習への取り組みに対する支援	○
			ラムサール条約登録湿地関係市町村会議への参加	○
	人材の確保	ボランティアガイドの養成・運営など	○	
	教材の整備	学校教育現場での副読本の整備	○	
	国内外の条約登録湿地などとの情報交換・交流・連携の推進	国内外の条約登録湿地などとの交流の推進	○	
		有明海ラムサール3湿地の連携推進	○	
	交流・学習のための施設整備	東よか干潟ガイダンスルーム（展示スペース）の運営	○	
	さまざまな主体の活動への参画、活動の広がり促進	リピーターの確保	まず東よか干潟を知ってもらい、来てもらう	○
	将来を担う人材、指導者の育成・確保	人材の活用	専門員の配置と研究機関の誘致	○
		教材・教育プログラムの整備・充実	教材、教育プログラムの整備・充実 若者のリーダーシップの確保	○
各種交流会、大会、イベントなどを誘致	イベントの開催	全国レベルのイベントや会議の開催	×	



柱	対応の方向性	取組活動	取組名称	取組実績 自己評価
交流・学習	現地における学習の場としての施設整備の充実	施設機能の充実	拠点施設の整備	○
			市内外の環境学習の場として活用	○
			交通手段と交通網の整備	△
	現地における常時交流の場の設置	交流拠点の確保	ボランティアやバードウォッチャー、NPOなどが常時集い、情報交換などが可能な場の確保	○
			交流学习施設の連携	○

第2次東よか干潟環境保全及びワイズユース計画
2025(令和7)年3月

佐賀市 環境部 環境政策課
〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

電話番号:0952-40-7202
ファックス:0952-26-5901
Web ページ: <https://www.city.saga.lg.jp>



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。